

幕別町こども計画（案）

～すべての町民が支えあい 子どもの豊かな心と生きる力を育むまち～

題名「犬にいやされて幸せなわたし」



絵：中野 心結

北海道 幕別町

題名「1つの心」



絵：鈴木 瑠羽菜

幕別町では、町内の小学校に通学するお子さんを対象とした「第6回「子どもの権利」絵画コンテスト」を実施しました。

「将来の夢」、「好きなこと」、「続けていること」、「頑張っていること」、「尊敬すること」、「楽しかったこと」などをテーマに226名の皆さんに応募していただきました。

最優秀賞及び優秀賞に選ばれた作品については、幕別町こども計画に掲載させていただきました。

また、惜しくも選にもれた方、ご応募本当にありがとうございました。

掲載作品（敬称略）

最優秀賞

中野 心結（5年生）：表紙

優秀賞

鈴木 瑠羽菜（5年生）：目次表紙

守谷 咲輪（4年生）：第1部総論表紙

藤原 希歌（2年生）：第2部計画表紙

松村 唯花（1年生）：資料編表紙

目 次

第 1 部 総論

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨	1
計画策定の背景と目的／計画の期間／計画の対象	
第 2 節 計画の位置づけ	2
第 3 節 計画の策定及び推進体制	2
幕別町こども施策審議会での審議の実施	
／子育て世帯へのニーズ調査／こども・若者意識調査	
／パブリックコメント／計画の点検及び評価	

第 2 章 幕別町の子育てを取り巻く現状

第 1 節 少子化の動向	5
人口の推移／出生の動向／婚姻及び離婚の動向	
第 2 節 家庭や地域の状況	7
世帯の動向／世帯構成／未婚・有配偶別労働力率	
第 3 節 教育・保育施設の状況	8
幼稚園の定員と入園児童数の推移／認可保育所（園）の 定員と入所（園）児童数の推移／認可外保育所の利用状況	
第 4 節 地域子育て支援事業の状況	11
子育て支援センターの利用状況／預かり保育（幼稚園） の利用状況／一時保育事業の利用状況／病後児保育の利 用状況／学童保育所の入所児童数の推移／乳児家庭全戸 訪問事業の利用状況／養育支援訪問事業の状況／妊婦健 診の利用状況	
第 5 節 人口の推計	18
推計児童人口（全体）	

第 2 部 計画

第 1 章 計画の基本的な考え方

第 1 節 計画の基本理念	19
第 2 節 計画の基本目標	19
基本目標／計画の S D G s を踏まえた推進／推進する施策	

第2章	計画の内容	
第1節	教育・保育提供区域の設定	23
第2節	基本目標1「幼児期の学校教育・保育の推進等」 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容／保育利用率 ／幼児期の学校教育・保育の一体的提供等／幼児期の学 校教育・保育の充実／保幼小連携等の取組の推進	23
第3節	基本目標2「地域における子ども・子育て支援事業の推進」 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 ／子育て支援のネットワークづくり／児童の健全育成	29
第4節	基本目標3「親子の健康の確保と子ども・若者への支援」 妊娠・出産期からの切れ目のない支援／子どもや母親の 健康の確保／食育の推進／思春期保健対策の充実／小児 保健医療の充実／次代の親の育成／若者への成長支援／ 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を 守る取組	38
第5節	基本目標4「特に支援を必要とする家庭への取組の推進」 児童虐待防止対策の充実／ひとり親家庭の自立支援の推 進／障がい児施策の充実／障がいの原因となる疾病及び 事故の予防、早期発見ならびに治療の推進／発達障がい のある子どもへの、一人ひとりの希望に応じた適切な教 育上必要な支援	44
第6節	基本目標5「仕事と家庭生活との両立の推進」 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し／仕事 と子育ての両立のための基盤整備	48
第7節	基本目標6「子どもの貧困対策の推進」 相談・生活支援の充実／子どもの育ちと学びの支援の充 実／経済的支援	49

資料編

資料1	幕別町こども施策審議会条例	54
資料2	幕別町こども施策審議会委員名簿	57
資料3	幕別町子どもの権利に関する条例	58
資料4	幕別町こども施策審議会への諮問	63
資料5	幕別町こども施策審議会の答申	64
資料6	幕別町こども計画策定までの経過	65

第 1 部 総論

題名「やってみたいな！海外協力隊」



絵：守谷 咲輪

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

近年、我が国では、共働き世帯の増加やライフスタイル・価値観の多様化等に伴う少子化の進行、核家族化の進展に伴い、地域におけるコミュニティの希薄化や児童虐待の顕在化、子どもの貧困の深刻化など、子育てに対して不安を抱えている家庭が増え、子育て家庭や子どもの育ちを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもを産み育てる喜びを実感できる社会の実現、子育てや育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、国においては、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を令和5年4月に施行するとともに、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現を目指し、内閣府や厚生労働省の関係部局を一元化した「こども家庭庁」が発足しました。

さらに、同年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、これまで別々に推進されてきた少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に決めました。

こども大綱では、すべての子ども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、ひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を目指しています。

本町においては、令和2年度からの5年間を計画期間とする「第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）に基づいて、子育て支援を推進してきましたが、今年度末までが計画期間であることから、引き続き「幕別町子どもの権利に関する条例」を踏まえ、子ども・若者の健やかな育ちを社会全体で支援する環境を推進するとともに、「こどもまんなか社会」の実現に向け、第2期計画を引き継ぎ、本町におけるこども施策に関する基本的な方針を一元的に定める「幕別町こども計画」を策定します。

2 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

また、計画期間内において、計画内容との大きな乖離が生じた場合は、計画を見直します。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画									
					幕別町こども計画 ※第3期幕別町子ども・子育て支援事業計画内包				

3 計画の対象

本町に住所のある「子ども」、「若者」及び「保護者」を対象とします。

・「子ども」とは

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を言います。

・「若者」とは

青年期（おおむね18歳からおおむね40歳未満）にある者を言います。

・「保護者」とは

親権者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者を言います。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として、こども施策に関する法定計画の子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を位置づけ、一体的な計画とします。

さらに、「第6期幕別町総合計画」を上位計画とし、「幕別町地域福祉計画」や「幕別町障がい者福祉計画」、「まくべつ健康21」、「生涯学習中期計画」等の個別計画と整合性を図ります。

第3節 計画の策定及び推進体制

1 幕別町こども施策審議会での審議の実施

こども基本法では、市町村は、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができるとされており、また、子ども・子育て支援法では、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるにあたり、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされていることから、「幕別町こども施策審議会」を活用し審議を実施しています。

なお、幕別町こども計画策定までの経緯は、56ページの資料編に掲載しています。

2 子育て世帯へのニーズ調査

(1) 調査目的

本計画を策定するにあたり、子育て世帯の現状の分析やサービスのニーズ量の推計を把握し、目標事業量等の設定のための基礎データとして活用するため就学前児童の保護者を対象に調査を実施しています。

(2) 調査概要

調査は、令和6年1月31日現在、住民基本台帳にある未就学児童のいる全世帯を対象に、郵送又は町立・私立認可保育所、町立・私立幼稚園を通じ、調査票を各家庭に配布して実施しています。

対象区分	対象世帯数	調査期間	回収世帯数	回収率
就学前児童	就学前児童のいる 世帯806世帯 (令和6年1月31日現在)	令和6年2月22日 ～ 令和6年3月8日	546世帯	67.74%

3 こども・若者意識調査

(1) 調査目的

本町における子どもや若者などの子育て世代の生活状況やニーズ、意見を把握し、本計画の策定にあたる基礎資料とするため意識調査を実施しています。

(2) 調査概要

調査は、令和6年7月1日現在、住民基本台帳にある各年代ごとに男女同数で無作為に抽出した10歳～14歳の男女600人、15歳～39歳の男女750人を対象に、郵送により調査協力依頼を配布し、インターネット回答のみで実施しています。

対象区分	対象者数	調査期間	回収者数	回収率
10歳～14歳	男女600人	令和6年7月26日 ～ 令和6年8月16日	185人	30.83%
15歳～39歳	男女750人		138人	18.40%
合 計	男女1,350人 (令和6年7月1日現在)		323人	23.93%

4 パブリックコメント

本計画をより良い計画とするために、次のとおりパブリックコメントを実施し、町民の皆さんから広く意見を募集しています。

名称	募集期間	案を設置した場所	提出件数 (提出者数)	結果の公表
幕別町 こども計画（案）	令和7年 1月6日 ～ 令和7年 2月5日	・役場1階ロビー ・忠類コミュニティセンター1階ロビー ・札内コミュニティプラザロビー ・糠内出張所 ・忠類ふれあいセンター福寿 ・町ホームページ	6件 (1名)	町ホームページ、広報紙

5 計画の点検及び評価

幕別町こども施策審議会において、毎年、本計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。

また、計画の実施状況、点検、評価については、町のホームページにおいて公表します。

第2章 幕別町の子育てを取り巻く現状

第1節 少子化の動向

1 人口の推移

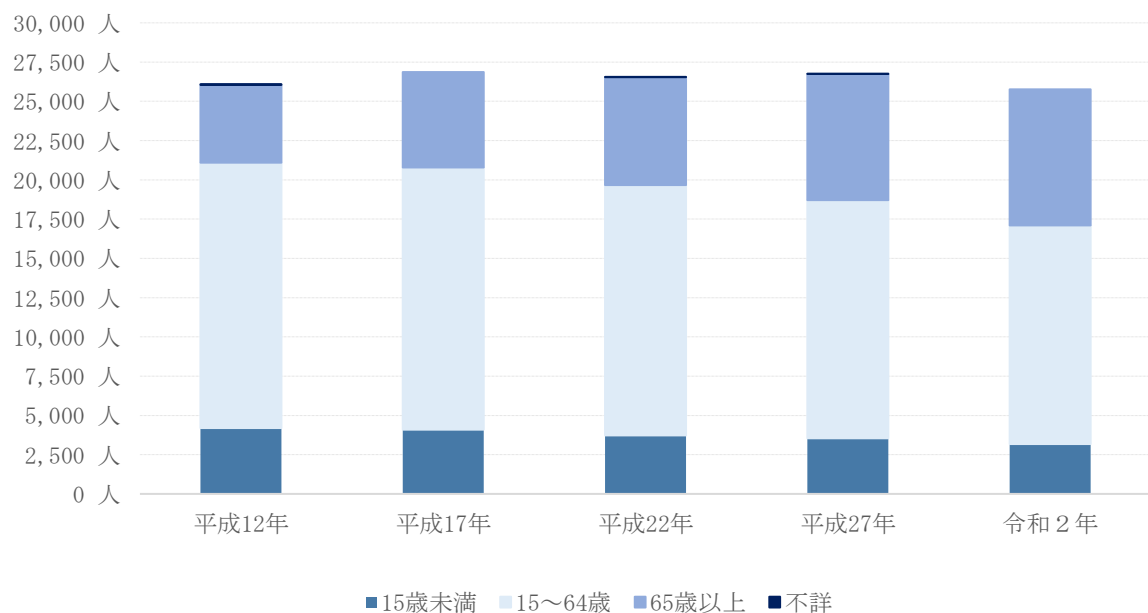
本町の人口は、平成17年までは増加傾向にありましたが、平成22年以降は増減を繰り返しています。

また、年齢階層別に見ると、15歳未満の人口が減少の一途をたどっている反面、65歳以上の人口は増加し、令和2年には3人に1人が65歳以上と少子高齢化が進んでいます。

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
15歳未満	男	2,158人	2,085人	1,894人	1,792人	1,656人
	女	2,042人	2,001人	1,837人	1,750人	1,512人
	計	4,200人	4,086人	3,731人	3,542人	3,168人
	割合	16.1%	15.2%	14.1%	13.2%	12.3%
15～64歳	男	8,133人	8,049人	7,643人	7,286人	6,787人
	女	8,772人	8,664人	8,302人	7,887人	7,151人
	計	16,905人	16,713人	15,945人	15,173人	13,938人
	割合	64.8%	62.2%	60.1%	56.7%	54.1%
65歳以上	男	2,185人	2,641人	3,011人	3,536人	3,800人
	女	2,767人	3,428人	3,856人	4,489人	4,860人
	計	4,952人	6,069人	6,867人	8,025人	8,660人
	割合	19.0%	22.6%	25.9%	30.0%	33.6%
不 詳		23人		4人	20人	
総 数		26,080人	26,868人	26,547人	26,760人	25,766人

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※小数点以下の処理により、世帯別の構成比の和が100%にならない場合があります。

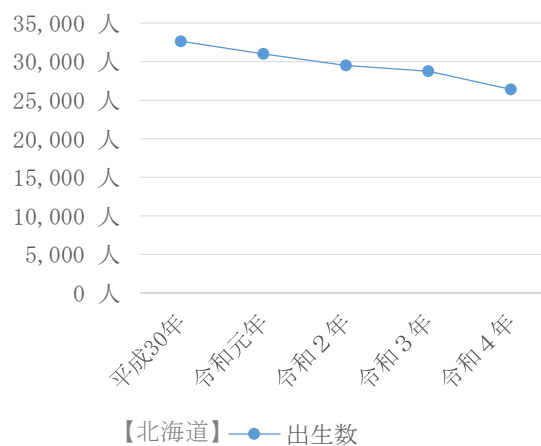
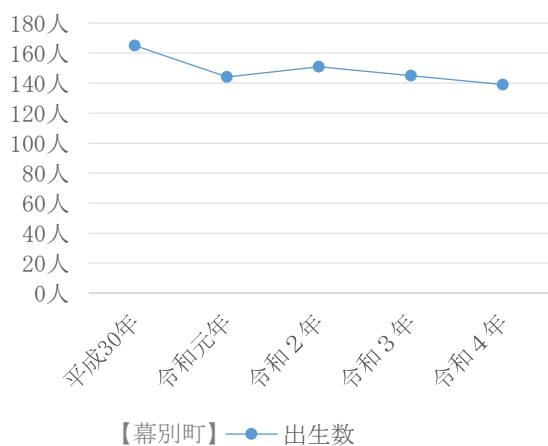


2 出生の動向

出生数は、増減を繰り返し、令和3年以降は徐々に減少しています。

区 分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
幕別町	出生数	165人	144人	151人	145人	139人
	前年比	0人	▲21人	7人	▲6人	▲6人
北海道	出生数	32,642人	31,020人	29,523人	28,762人	26,407人
	前年比	▲1,416人	▲1,622人	▲1,497人	▲761人	▲2,355人

資料：人口動態統計

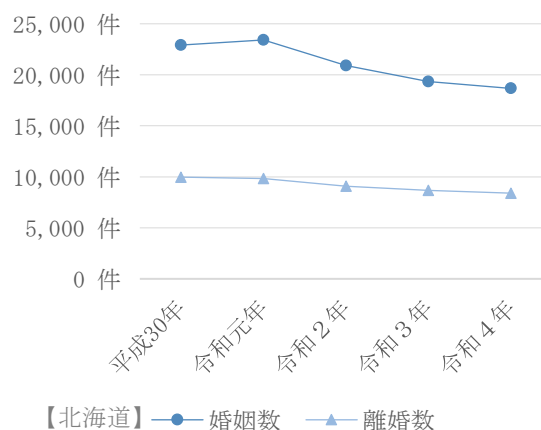
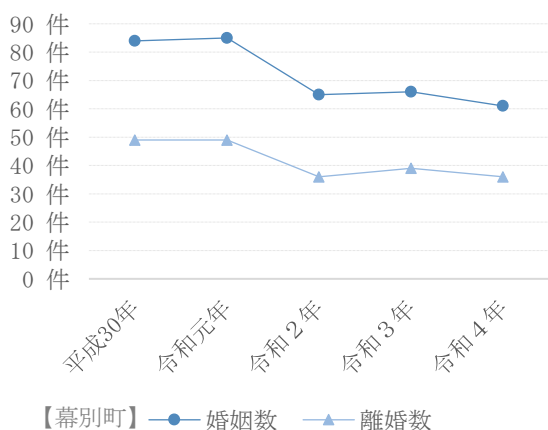


3 婚姻及び離婚の動向

婚姻数、離婚数はともに令和2年に減少し、以降は、増減を繰り返しています。

区 分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
幕別町	婚姻数	84件	85件	65件	66件	61件
	前年比	▲6件	1件	▲20件	1件	▲5件
	離婚数	49件	49件	36件	39件	36件
	前年比	10件	0件	▲13件	3件	▲3件
北海道	婚姻数	22,916件	23,417件	20,904件	19,326件	18,665件
	前年比	▲1,053件	501件	▲2,513件	▲1,578件	▲661件
	離婚数	9,971件	9,833件	9,070件	8,662件	8,398件
	前年比	▲180件	▲138件	▲763件	▲408件	▲264件

資料：人口動態統計



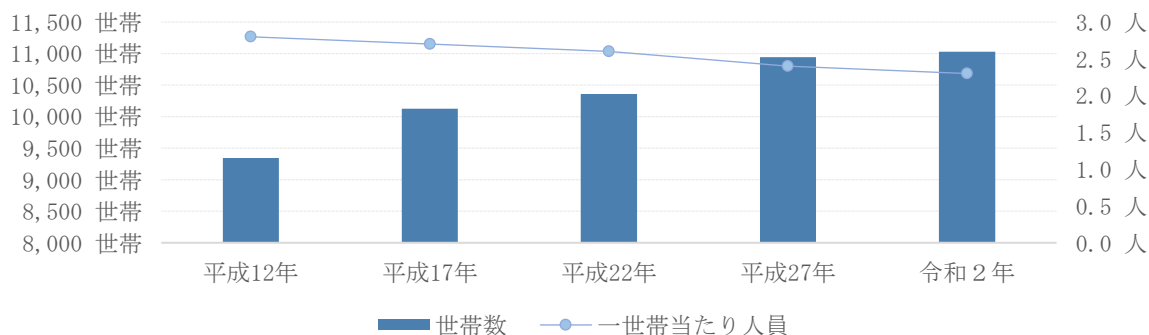
第2節 家庭や地域の状況

1 世帯の動向

世帯数は、増加傾向にある反面、一世帯当たりの人員は減少しています。

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯数	9,342世帯	10,126世帯	10,359世帯	10,944世帯	11,029世帯
一世帯当たり	2.8人	2.7人	2.6人	2.4人	2.3人

資料：国勢調査



2 世帯構成

世帯構成は、三世帯世帯の割合が低下し、単身世帯を含むその他の世帯の割合が増加しています。

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
核家族世帯 (構成比)	6,358世帯 (68.1%)	6,883世帯 (68.0%)	6,918世帯 (66.8%)	7,235世帯 (66.1%)	7,086世帯 (64.2%)
三世帯世帯 (構成比)	891世帯 (9.5%)	748世帯 (7.4%)	678世帯 (6.5%)	516世帯 (4.7%)	378世帯 (3.4%)
その他の世帯 (構成比)	2,093世帯 (22.4%)	2,495世帯 (24.6%)	2,763世帯 (26.7%)	3,193世帯 (29.2%)	3,565世帯 (32.3%)
合計	9,342世帯	10,126世帯	10,359世帯	10,944世帯	11,029世帯

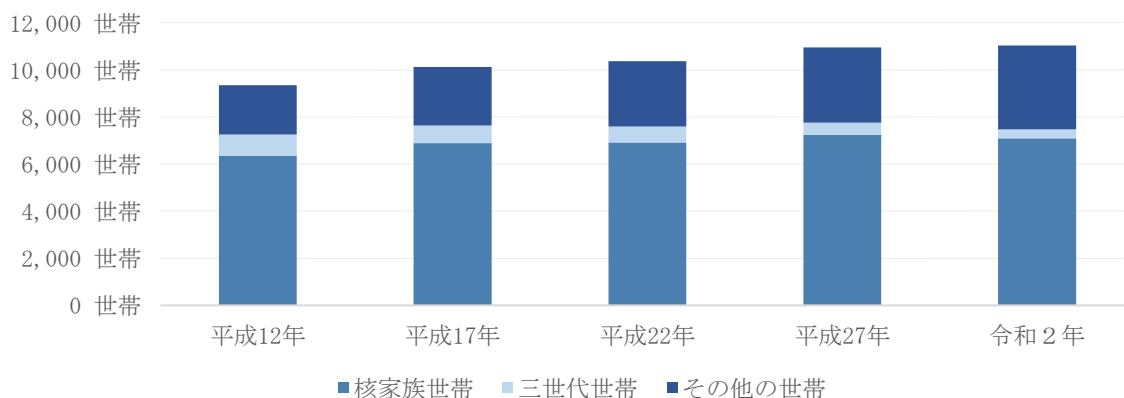
資料：国勢調査

※核家族世帯：夫婦のみ、夫婦と未婚の子のみ、ひとり親と未婚の子のみの世帯

三世帯世帯：親、子、孫で構成されている世帯

その他の世帯：核家族世帯、三世帯世帯以外の世帯（主として単身世帯）

※小数点以下の処理により、世帯別の構成比の和が100%にならない場合があります。



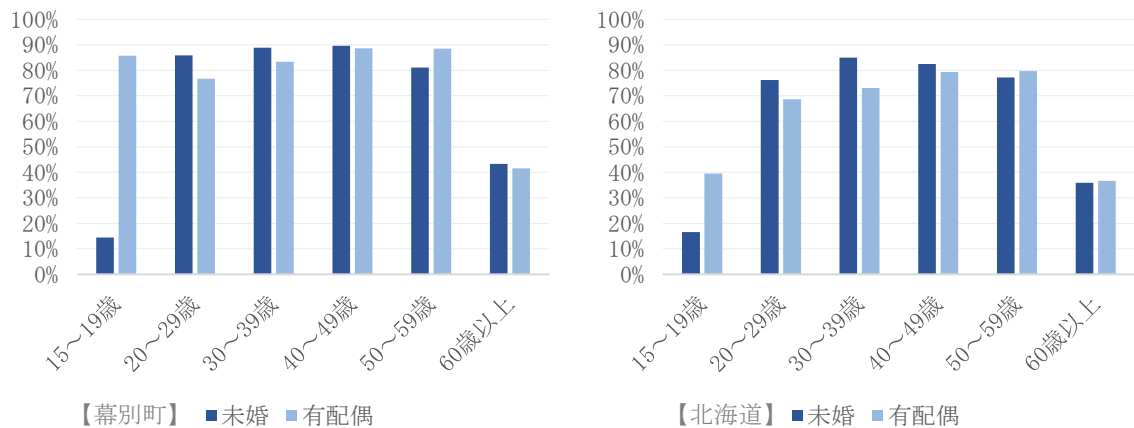
3 未婚・有配偶別労働力率

労働力率は、未婚・有配偶を問わず、北海道の割合と比べほとんどの年代で高い割合となっています。

区 分	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
未婚	14.4% (16.6%)	85.9% (76.2%)	88.9% (85.0%)	89.6% (82.5%)	81.1% (77.2%)	43.3% (35.9%)
有配偶	85.7% (39.6%)	76.7% (68.6%)	83.4% (73.1%)	88.6% (79.3%)	88.5% (79.7%)	41.6% (36.6%)

資料：国勢調査（令和2年）

※カッコ内は、北海道の労働力率（令和2年国勢調査）



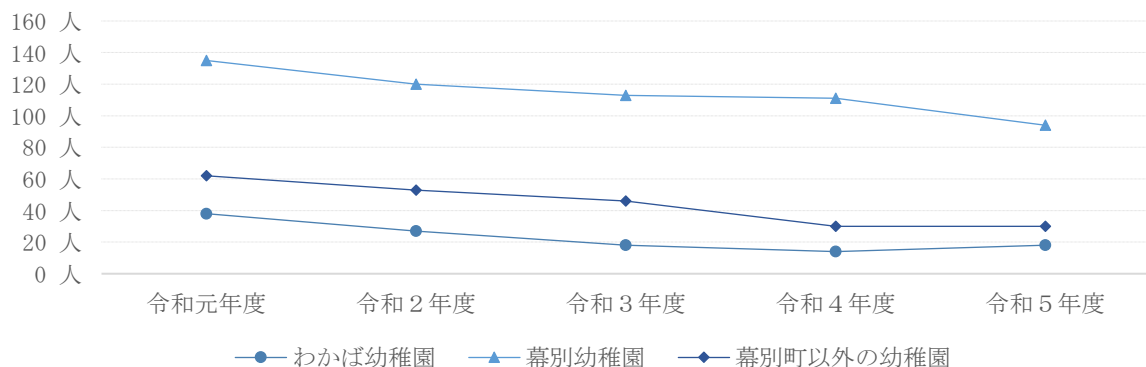
第3節 教育・保育施設の状況

1 幼稚園の定員と入園児童数の推移

本町には、幕別地区に町立のわかば幼稚園、札内地区に私立の幕別幼稚園があります。入園児童数はともに減少傾向にあります。

幼稚園名	定員	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幕別町立 わかば幼稚園	130人	38人	27人	18人	14人	18人
学校法人十勝竜谷学園 幕別幼稚園	120人	135人	120人	113人	111人	94人
合計	250人	173人	147人	131人	125人	112人
※幕別町外の幼稚園 に通う児童の数	—	62人	53人	46人	30人	30人

※入園児童数は各年5月1日現在



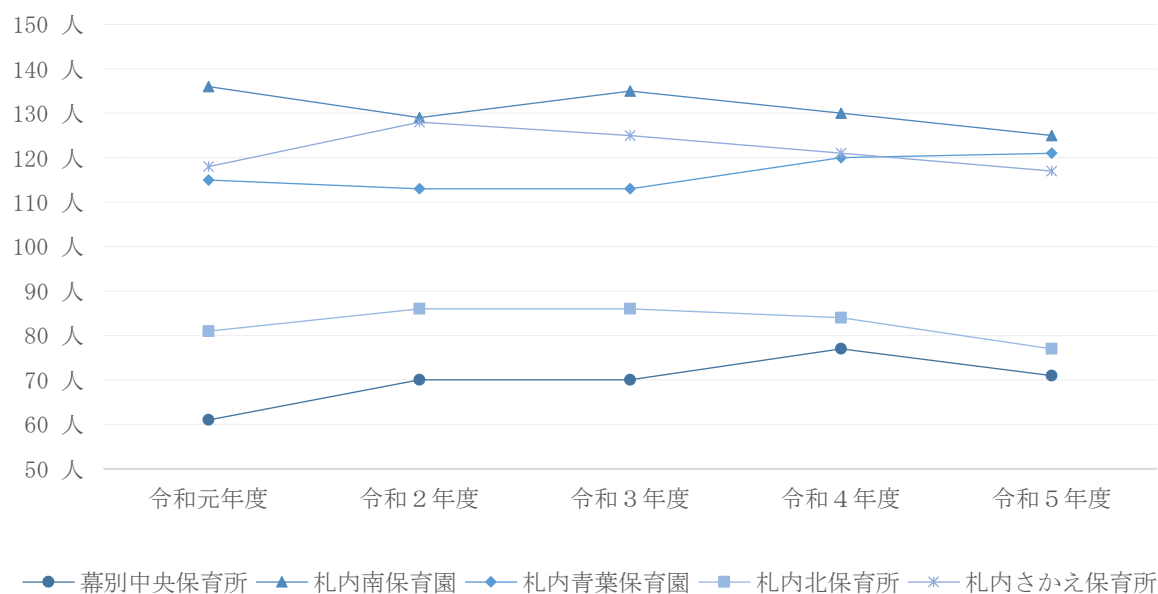
2 認可保育所（園）の定員と入所（園）児童数の推移

本町には、認可保育所（園）が幕別地区に1か所、札内地区に4か所の計5か所あります。各保育所（園）の入所（園）児童数は、ほぼ横ばいで推移しています。

保育所名	定員	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幕別中央保育所	90人	61人	70人	70人	77人	71人
札内南保育園	120人	136人	129人	135人	130人	125人
札内青葉保育園	120人	115人	113人	113人	120人	121人
札内北保育所	90人	81人	86人	86人	84人	77人
札内さかえ保育所	120人	118人	128人	125人	121人	117人
合計	540人	511人	526人	529人	532人	511人

※入所（園）児童数は各年4月1日現在

※幕別町立わかば幼稚園及び幕別中央保育所は、令和6年4月1日に保育所型の認定こども園に移行しています。



3 認可外保育所の利用状況

本町には、認可外保育所が幕別地区と札内地区合わせて8か所（へき地保育所5か所、事業所内保育所2か所、家庭的保育所1か所）、忠類地区に1か所（へき地保育所）の計9か所あります。

保育所名	定員	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
糠内保育所	30人	13人	11人	9人	8人	6人
駒畠保育所	30人	9人	6人	4人	4人	5人
明倫保育所	30人	6人	4人	6人	5人	4人
途別保育所	30人	6人	4人	4人	休所	休所
古舞保育所	30人	6人	5人	7人	7人	4人
忠類保育所	70人	40人	35人	35人	34人	39人
のびのび保育所	10人	0人	3人	5人	5人	7人
こりすのおうち	5人	—	—	—	5人	5人
十勝の杜病院 ひまわり保育園	16人	2人	2人	2人	2人	1人
合計	251人	70人	70人	72人	70人	71人

※入所児童数は各年4月1日現在

※令和4年4月1日から途別保育所が休所、こりすのおうちが開園

第4節 地域子育て支援事業の状況

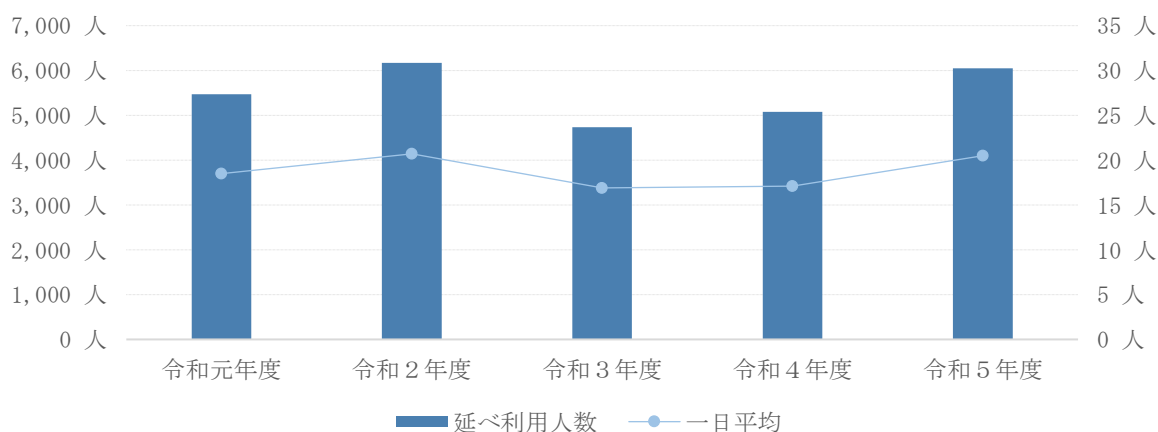
1 子育て支援センターの利用状況

本町には、子育て支援センターが札内地区に1か所、忠類地区に1か所の計2か所あります。

育児に関する相談や保護者同士の交流の場を提供するなどの子育て支援事業を行っており、利用状況は、幕別子育て支援センターではコロナ禍で減少しましたが、以降は増加傾向にあり、忠類子育て支援センターでは減少傾向となっています。

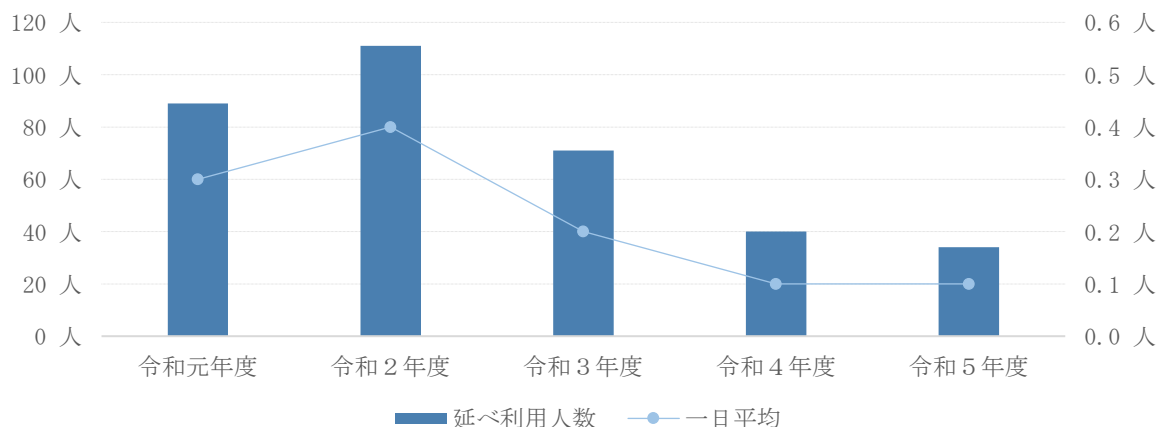
○幕別子育て支援センター

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間開設日数	296日	298日	281日	297日	295日
延べ利用人数	5,471人	6,170人	4,735人	5,076人	6,049人
一日平均	18.5人	20.7人	16.9人	17.1人	20.5人



○忠類子育て支援センター

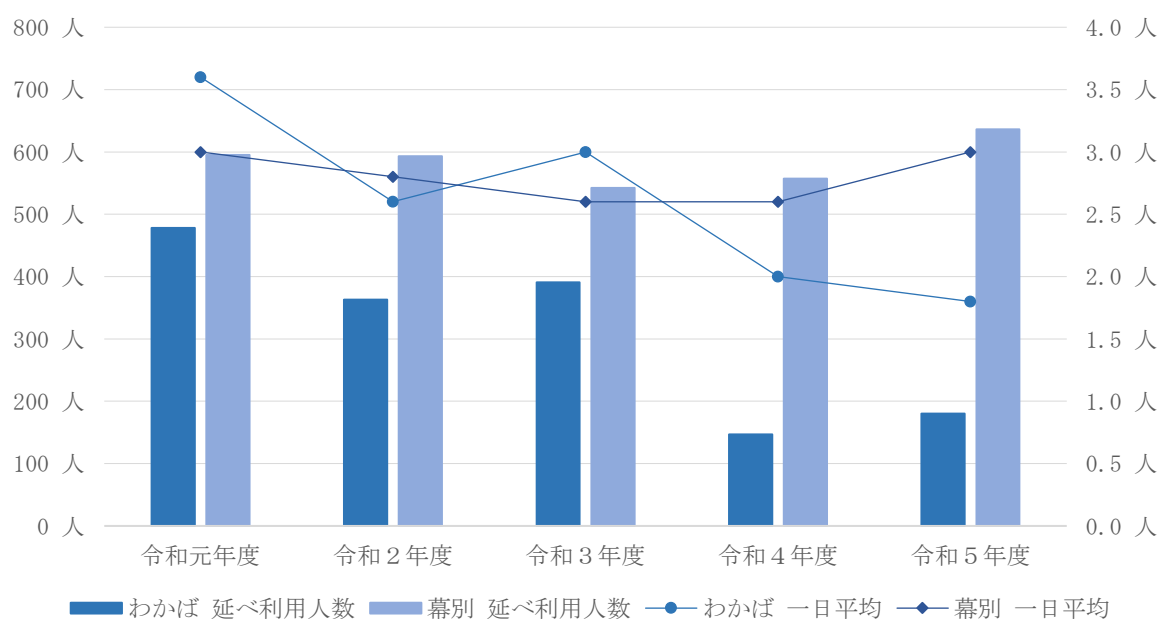
区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間開設日数	290日	293日	293日	293日	294日
延べ利用人数	89人	111人	71人	40人	34人
一日平均	0.3人	0.4人	0.2人	0.1人	0.1人



2 預かり保育（幼稚園）の利用状況

町立・私立の幼稚園ともに、在園児を対象とした預かり保育を実施しています。

区 分		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
年間開設 日数	幕別町立わかば幼稚園	133日	139日	131日	75日	98日
	学校法人十勝竜谷学園 幕別幼稚園	199日	209日	206日	211日	210日
延べ利用 人数	幕別町立わかば幼稚園	478人	363人	391人	147人	180人
	学校法人十勝竜谷学園 幕別幼稚園	595人	593人	542人	557人	636人
一日 平均	幕別町立わかば幼稚園	3.6人	2.6人	3.0人	2.0人	1.8人
	学校法人十勝竜谷学園 幕別幼稚園	3.0人	2.8人	2.6人	2.6人	3.0人

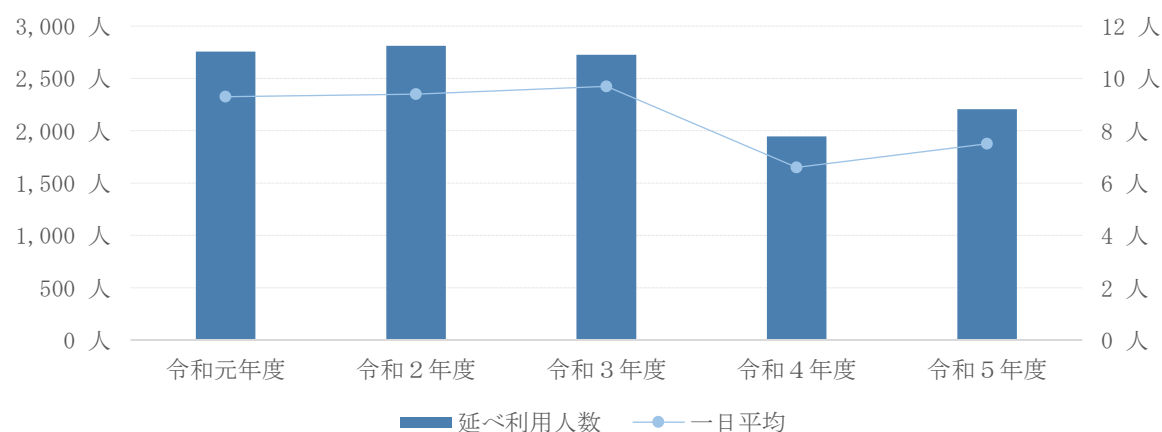


3 一時保育事業の利用状況

子育て支援センターでは、保護者の病院への通院やリフレッシュ等のため、認可保育所に通所していない乳幼児を一時的に預かる一時保育事業を行っており、増減を繰り返していますが、一定程度の利用があります。

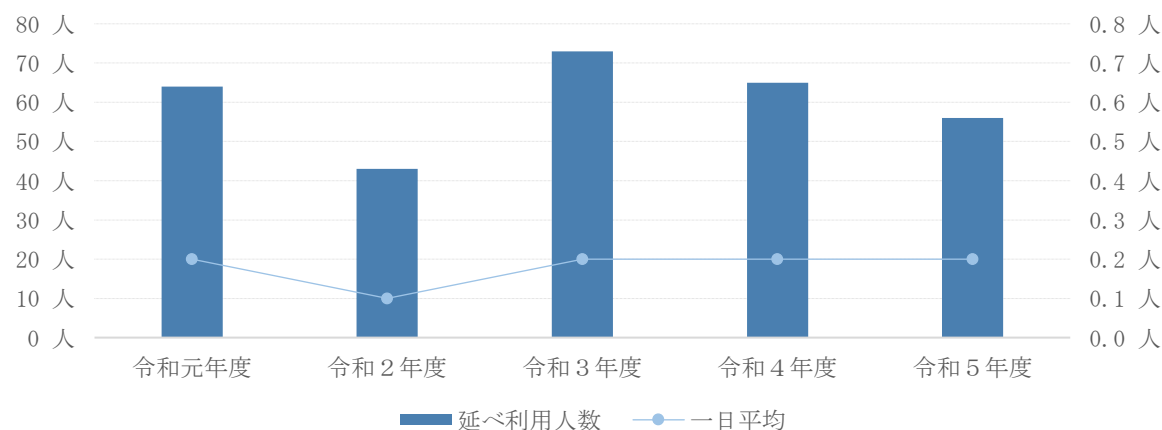
○幕別子育て支援センター

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間開設日数	296日	298日	281日	297日	295日
延べ利用人数	2,758人	2,813人	2,727人	1,947人	2,207人
一日平均	9.3人	9.4人	9.7人	6.6人	7.5人



○忠類子育て支援センター

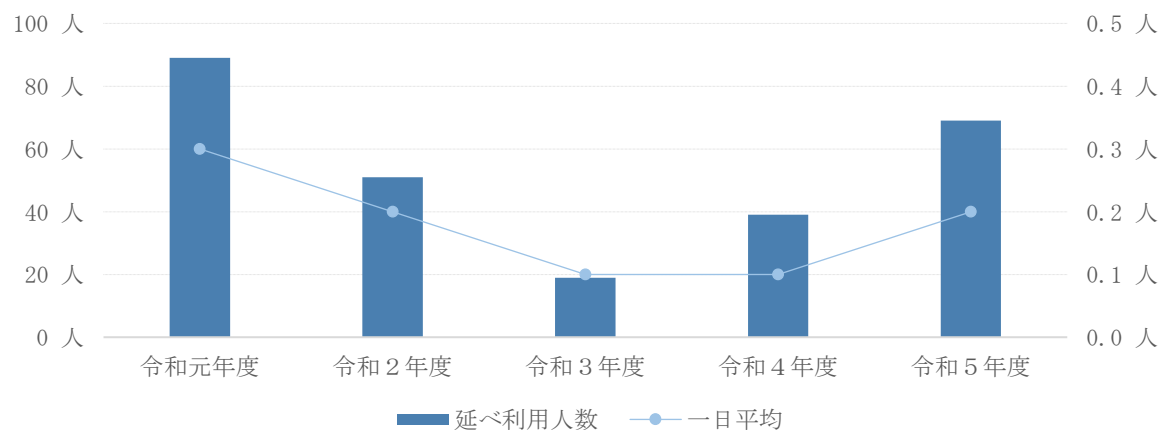
区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間開設日数	290日	293日	293日	293日	294日
延べ利用人数	64人	43人	73人	65人	56人
一日平均	0.2人	0.1人	0.2人	0.2人	0.2人



4 病後児保育の利用状況

病気の回復期にあり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭での保育を行うことが困難な認可保育所の入所児童を対象に、札幌青葉保育園で病後児保育を実施しています。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間開設日数	290日	293日	291日	293日	293日
延べ利用人数	89人	51人	19人	39人	69人
一日平均	0.3人	0.2人	0.1人	0.1人	0.2人

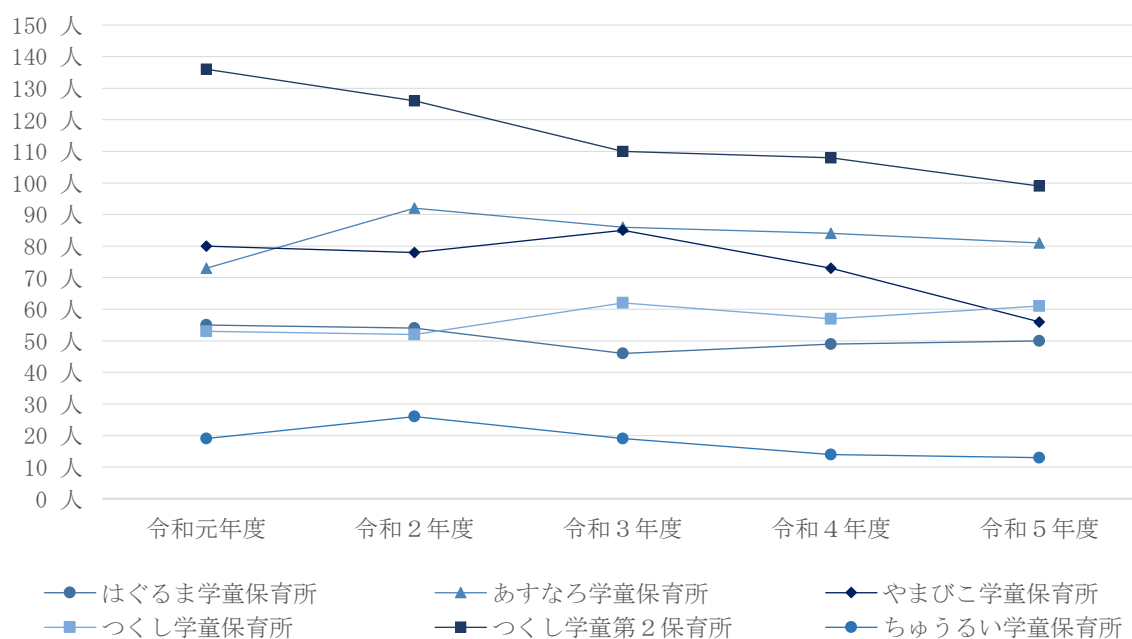


5 学童保育所の入所児童数の推移

本町には、学童保育所が幕別地区に1か所、札内地区に4か所、忠類地区に1か所の計6か所あります。各学童保育所の入所児童数は、横ばいあるいは減少傾向にあります。

学童保育所名	定員	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
はぐるま学童保育所	50人	55人	54人	46人	49人	50人
あすなろ学童保育所	40人	73人	92人	86人	84人	81人
やまびこ学童保育所	40人	80人	78人	85人	73人	56人
つくし学童保育所	40人	53人	52人	62人	57人	61人
つくし第2学童保育所	50人	136人	126人	110人	108人	99人
ちゅうるい学童保育所	25人	19人	26人	19人	14人	13人
合計	245人	416人	428人	408人	385人	360人

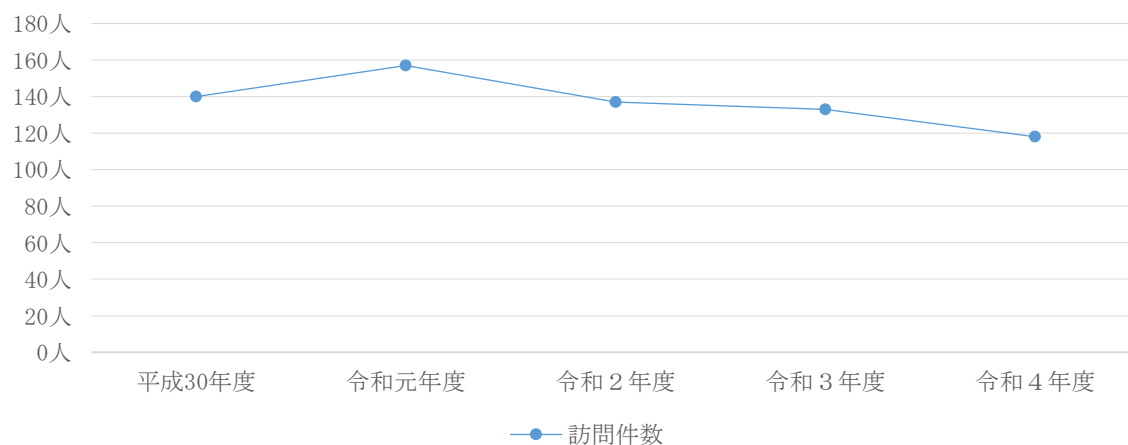
※入所児童数は各年4月1日現在



6 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の健康状態を確認するとともに、育児不安を軽減し、健全に家庭生活を送ることができるよう、必要な保健指導等を実施しています。

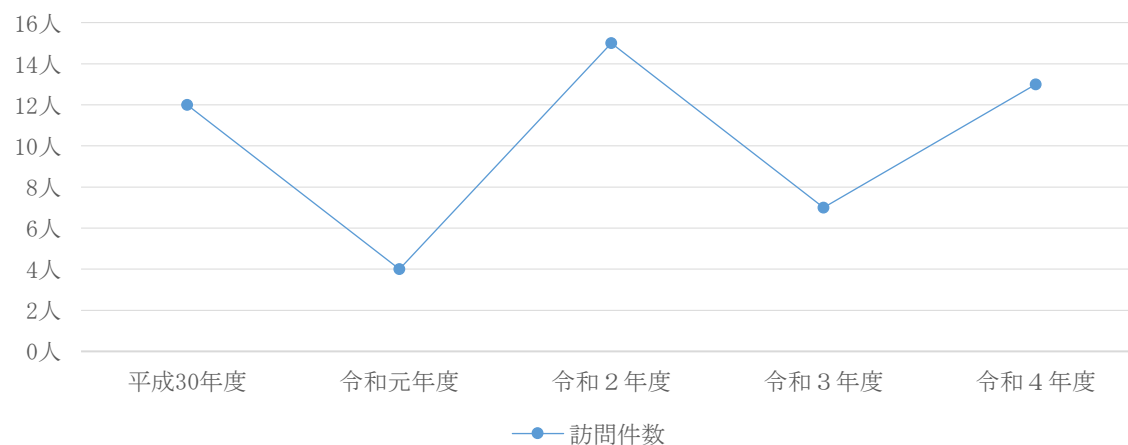
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数	140 人	157 人	137 人	133 人	118 人



7 養育支援訪問事業の状況

要保護児童対策地域協議会において継続支援が必要と判断された家庭を対象に、保健師等が訪問支援を実施しています。

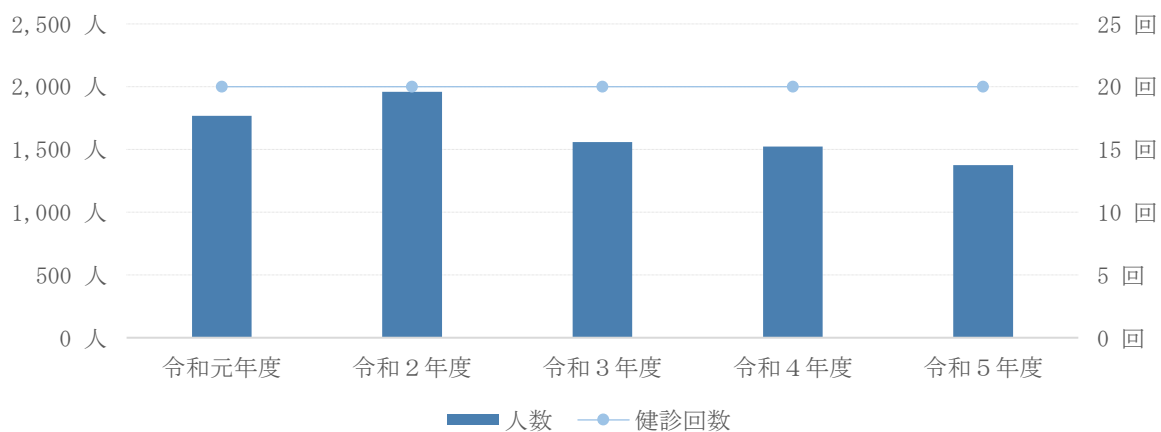
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数	12人	4人	15人	7人	13人



8 妊婦健診の利用状況

妊婦一般健康診査受診票を14回分、超音波検査受診票6回分発行しているほか、町独自で妊婦健診料の一部を助成しています。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健診回数	20回	20回	20回	20回	20回
人数	1,768人	1,959人	1,560人	1,522人	1,376人

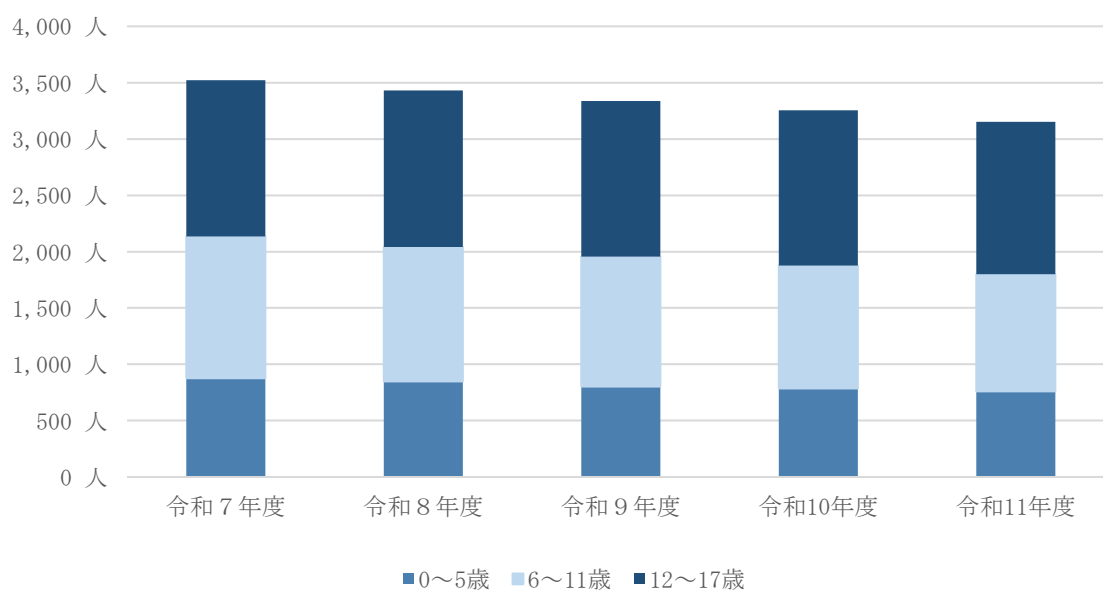


第5節 人口の推計

1 推計児童人口（全体）

令和2年～令和6年の住民基本台帳の人口から、コーホート変化率法により算出しています。人口は、計画期間中、年々減少する推計となります。

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	128人	125人	125人	122人	119人
1歳	118人	129人	126人	126人	123人
2歳	153人	125人	136人	133人	133人
3歳	143人	149人	122人	133人	130人
4歳	176人	143人	149人	122人	133人
5歳	159人	177人	144人	150人	123人
6歳	190人	164人	182人	148人	154人
7歳	189人	190人	164人	182人	148人
8歳	204人	189人	190人	164人	182人
9歳	211人	205人	190人	191人	165人
10歳	228人	217人	211人	195人	196人
11歳	237人	228人	217人	211人	195人
12歳	203人	237人	228人	217人	211人
13歳	263人	204人	238人	229人	218人
14歳	240人	263人	204人	238人	229人
15歳	220人	238人	261人	202人	236人
16歳	232人	217人	235人	258人	199人
17歳	229人	231人	216人	234人	257人
合 計	3,523人	3,431人	3,338人	3,255人	3,151人



第2部 計画

題名「わたしのしあわせニコニコかぞく」



絵：藤原 希歌

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

核家族化の進展、共働き家庭の増加や子どもの貧困の深刻化などが進み、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、近年大きく変化しており、子どもの権利や最善の利益を考慮し、安全、安心に暮らすことができる環境づくりを、社会全体で支援していく必要があります。

このことから、本町の子ども・若者が人格形成の基礎を築きながら、ひとしく健やかに成長することができ、子を持つ親や次代の親となる人たちが子育てに関する様々な不安や負担を軽減できる環境をつくること、子育て・親育てに地域住民が積極的に協力し、支えあい、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな生活を送ることができる地域社会を築くことを目的として、第2期計画を継承しつつ、基本理念を次のように定めます。

すべての町民が支えあい

子ども・若者が健やかに育ち、幸せを実感できるまち

第2節 計画の基本目標

本計画では、基本理念を達成するため、以下の6つの基本目標の下に、子ども・若者支援施策の総合的な推進を図ります。

1 基本目標

- | | |
|-------|-----------------------|
| 基本目標1 | 幼児期の学校教育・保育の推進等 |
| 基本目標2 | 地域における子ども・子育て支援事業の推進 |
| 基本目標3 | 親子の健康の確保と子ども・若者への育成支援 |
| 基本目標4 | 特に支援を必要とする家庭への取組の推進 |
| 基本目標5 | 仕事と家庭生活との両立の推進 |
| 基本目標6 | 子どもの貧困対策の推進 |

2 計画のSDGsを踏まえた推進

SDGs（エス・ディ・ジーズ）は、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するために、17の大きな目標と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓い、先進国と発展途上国が一丸となって取り組んでいます。

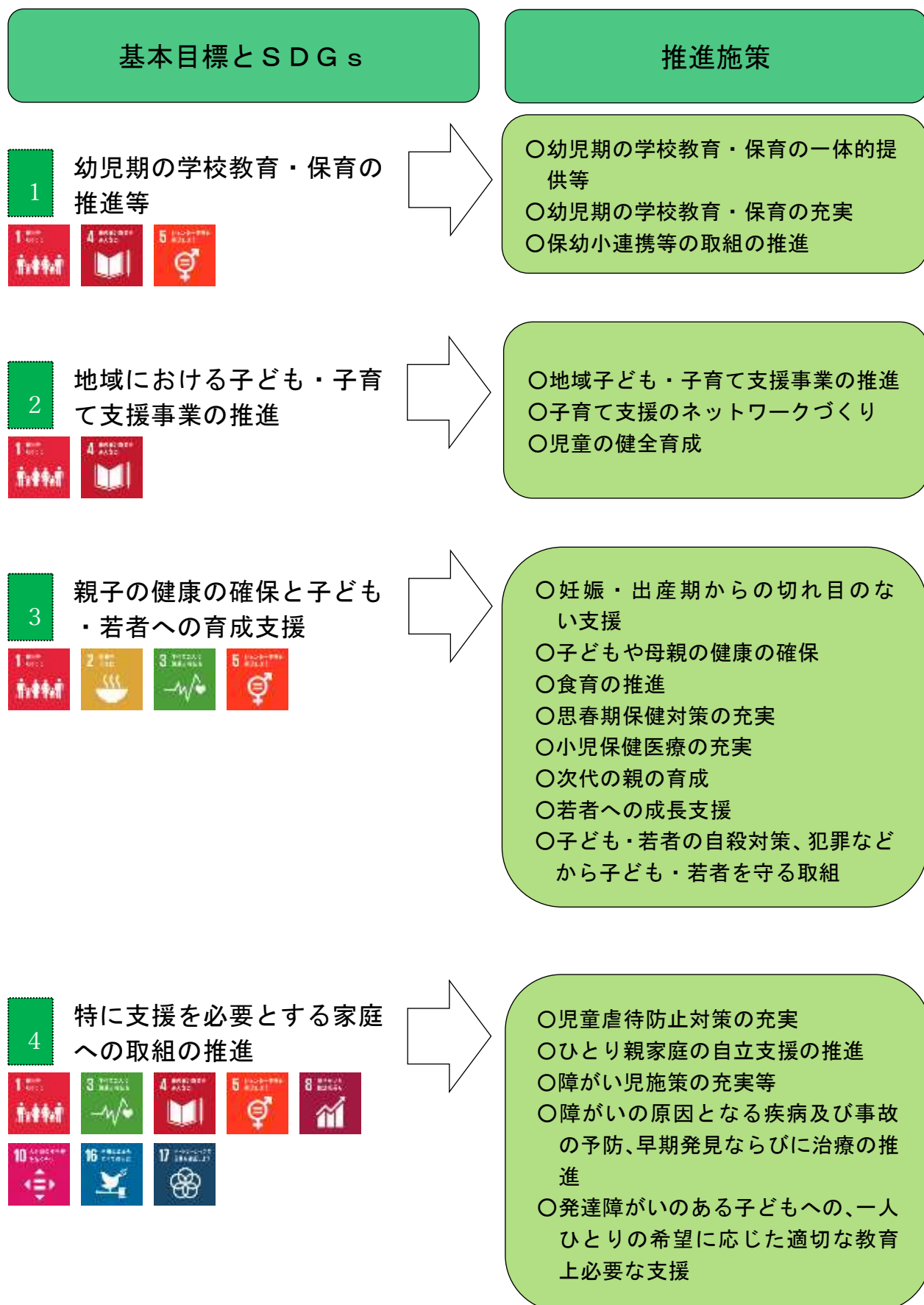
我が国においても、2016年（平成28年）に「持続可能な開発目標実施指針」を策定し、取り組みを進めています。

本町では、「幕別町こども計画」の各種施策がSDGsの推進につながるものとして、SDGsの視点を取り入れ、各種施策を推進します。

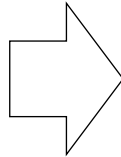


3 推進する施策

本計画の6つの基本目標とSDGsの達成に向け、次の施策を推進します。

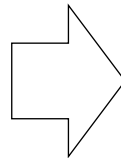


5 仕事と家庭生活との両立の推進



- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- 仕事と子育ての両立のための基盤整備

6 子どもの貧困対策の推進



- 相談・生活支援の充実
- 子どもの育ちと学びの支援の充実
- 経済的支援

第2章 計画の内容

第1節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育事業」、「地域子ども・子育て支援事業」で提供する区域を定め、その区域ごとに、令和7年度～11年度までの5年間の利用ニーズ(＝「量の見込み」)と、町として提供する「確保の内容」、また、その「実施時期」を定めることとされています。

本町においては、地理的条件や社会的条件、現在の教育・保育の利用状況などを総合的に勘案し、「教育・保育事業」の提供区域を幕別、札内、忠類の3区域、「地域子ども・子育て支援事業」については町全体をひとつの区域として設定します。

第2節 基本目標1「幼児期の学校教育・保育の推進等」

1 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

町全体及び教育・保育提供区域3区域の、計画期間内における量の見込みと確保の内容は、以下のとおりです。

【幕別町全体】

(単位：人)

区 分	令和7年度					令和8年度					令和9年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	113	381	115	73	36	108	366	110	69	34	100	339	101	63	31
②確保の内容 (定員数)															
特定教育・ 保 育 施 設	135	355	85	65	35	135	355	85	65	35	135	355	85	65	35
特定地域型 保 育 施 設			5	5	5			5	5	5			5	5	5
確認を受け ない幼稚園															
認可外保育所	0	134	33	33	6	0	134	33	33	6	0	134	33	33	6
②－①	22	108	8	30	10	27	123	13	34	12	35	150	22	40	15

区 分	令和10年度					令和11年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	97	330	97	59	29	93	318	92	55	27
②確保の内容 (定員数)										
特定教育・ 保 育 施 設	135	355	85	65	35	135	355	85	65	35
特定地域型 保 育 施 設			5	5	5			5	5	5
確認を受け ない幼稚園										
認可外保育所	0	134	33	33	6	0	134	33	33	6
②－①	38	159	26	44	17	42	171	31	48	19

1号

3歳以上の子どもの幼稚園や認定こども園の利用

2号

3歳以上の子どもの保育所や認定こども園等の利用

3号

3歳未満の子どもの保育所や認定こども園等の利用

【幕別区域】

町立の保育所型認定こども園を1か所、認可外保育所を2か所設置しています。

※ 保育所型認定こども園：認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。

保育所型は、認可保育所が保育の必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的機能を備えるこども園です。

(単位：人)

区 分	令和7年度					令和8年度					令和9年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	15	64	19	12	5	14	61	18	11	5	13	56	16	10	5
②確保の内容 (定員数)															
特定教育・ 保 育 施 設	15	60	15	10	5	15	60	15	10	5	15	60	15	10	5
特定地域型 保 育 施 設			0	0	0			0	0	0			0	0	0
確認を受け ない幼稚園															
認可外保育所	0	36	12	12	0	0	36	12	12	0	0	36	12	12	0
②－①	0	32	8	10	0	1	35	9	11	0	2	40	11	12	0

区 分	令和10年度					令和11年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	12	54	15	9	4	11	52	14	8	3
②確保の内容 (定員数)										
特定教育・ 保 育 施 設	15	60	15	10	5	15	60	15	10	5
特定地域型 保 育 施 設			0	0	0			0	0	0
確認を受け ない幼稚園										
認可外保育所	0	36	12	12	0	0	36	12	12	0
②－①	3	42	12	13	1	4	44	13	14	2

1号

3歳以上の子どもの幼稚園や認定こども園の利用

2号

3歳以上の子どもの保育所や認定こども園等の利用

3号

3歳未満の子どもの保育所や認定こども園等の利用

<確保の内容>

(単位：人)

施設名	定員	内訳		
		1号	2号	3号
幕別認定こども園（保育所型認定こども園）	105	15	60	30
明倫保育所（認可外保育所）	30		18	12
糠内保育所（認可外保育所）	30		18	12

【札内区域】

私立幼稚園 1 か所、認可保育所 4 か所（うち私立 2 か所）、事業所内保育所（特定地域型保育施設） 1 か所、家庭的保育事業所（特定地域型保育施設） 1 か所、認可外保育所が 2 か所（うち事業所内保育所 1 か所）あります。

確保の内容の不足については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を下回らない範囲で定員を超えて受け入れるなど待機児童発生の抑制に努めます。

（単位：人）

区 分	令和 7 年度					令和 8 年度					令和 9 年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	98	287	86	55	28	94	277	83	53	27	87	257	77	49	25
②確保の内容 (定員数)															
特定教育・ 保 育 施 設	120	295	70	55	30	120	295	70	55	30	120	295	70	55	30
特定地域型 保 育 施 設			5	5	5			5	5	5			5	5	5
確認を受け ない幼稚園															
認可外保育所	0	25	9	9	3	0	25	9	9	3	0	25	9	9	3
②－①	22	33	▲2	14	10	26	43	1	16	11	33	63	7	20	13

区 分	令和 10 年度					令和 11 年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	85	251	75	47	24	82	242	72	45	23
②確保の内容 (定員数)										
特定教育・ 保 育 施 設	120	295	70	55	30	120	295	70	55	30
特定地域型 保 育 施 設			5	5	5			5	5	5
確認を受け ない幼稚園										
認可外保育所	0	25	9	9	3	0	25	9	9	3
②－①	35	69	9	22	14	38	78	12	24	15

1号

3歳以上の子どもの幼稚園や認定こども園の利用

2号

3歳以上の子どもの保育所や認定こども園等の利用

3号

3歳未満の子どもの保育所や認定こども園等の利用

<確保の内容>

（単位：人）

施設名	定員	内訳		
		1号	2号	3号
学校法人十勝竜谷学園幕別幼稚園（私立幼稚園）	120	120		
札内南保育園（私立認可保育所）	120		75	45
札内青葉保育園（私立認可保育所）	120		75	45
札内北保育所（町立認可保育所）	90		60	30
札内さかえ保育所（町立認可保育所）	120		85	35
のびのび保育所（事業所内保育所（特定地域型保育施設））	10			10
こりすのおうち（家庭的保育事業所（特定地域型保育施設））	5			5
古舞保育所（認可外保育所）	30		18	12
十勝の杜病院ひまわり保育園（認可外保育所（事業所内保育所））	16		7	9

【忠類区域】

認可外保育所を2か所設置しています。認可外保育所は当面の間継続し、新制度への移行を含め、そのあり方について検討していきます。

(単位：人)

区 分		令和7年度					令和8年度					令和9年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		0	30	10	6	3	0	28	9	5	2	0	26	8	4	1
②確保の内容 (定員数)	特定教育・ 保 育 施 設															
	特定地域型 保 育 施 設															
	確認を受け ない幼稚園															
	認可外保育所	0	73	12	12	3	0	73	12	12	3	0	73	12	12	3
②－①		0	43	2	6	0	0	45	3	7	1	0	47	4	8	2

区 分		令和 10 年度				令和 11 年度					
		1号	2号	3 号			1号	2号	3 号		
				2 歳	1 歳	0 歳			2 歳	1 歳	0 歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		0	25	7	3	1	0	24	6	2	1
②確保の内容 (定員数)	特定教育・ 保 育 施 設										
	特定地域型 保 育 施 設										
	確認を受け ない幼稚園										
	認可外保育所	0	73	12	12	3	0	73	12	12	3
②－①		0	48	5	9	2	0	49	6	10	2

1号

3歳以上の子どもの幼稚園や認定こども園の利用

2号

3歳以上の子どもの保育所や認定こども園等の利用

3号

3歳未満の子どもの保育所や認定こども園等の利用

< 確保の内容 >

(単位：人)

施設名	定員	内訳		
		1号	2号	3号
忠類保育所（認可外保育所）	70		55	15
駒畠保育所（認可外保育所）	30		18	12

2 保育利用率

満3歳未満の子どもの数全体に占める、満3歳未満の保育を必要とする子どもに対する利用定員数（＝保育利用率※）を以下のとおり設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率	63.2%	66.5%	65.1%	66.1%	67.2%

※各年度の満3歳未満の保育を必要とする子どもに対する利用定員数／満3歳未満の子どもの数全体

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等

少子化や核家族化の進展、働き方の多様化などにより、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。

このような状況に対応するため、安心して子どもを預けることができる認定こども園の設置、小規模保育や事業所内保育などニーズに応じた地域型保育の実施を検討し、教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携も含め、幼児期の学校教育・保育の一体的提供を図るなど、教育・保育環境の整備を進めます。

また、一時保育事業を実施している子育て支援センターにおける快適な保育環境を確保するために環境整備を進めます。

No01	認定こども園整備事業	こども課・保健福祉課
事業内容	就学前の子どもに関する教育・保育や、地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、幕別区域においては、認定こども園園舎の老朽化が進んでいることから、旧わかば幼稚園園舎を活用した施設整備を進めます。 札幌区域における幼稚園と保育所については、私立の幼保連携型認定こども園への移行に向けて協議を進めます。	

No02	保育環境整備事業	こども課・保健福祉課
事業内容	町内の老朽化した保育所における計画的な環境整備（空調、トイレなどの環境改善）や施設整備に努めるとともに、保育所の待機児童の解消や必要な幼児教育や保育サービスの充実に努めます。	

No03	子育て支援センター環境整備事業	こども課・保健福祉課
事業内容	一時保育事業を利用する乳幼児は環境の変化に弱いことから、町内の子育て支援センターにおける計画的な環境整備（空調、トイレなどの環境改善）を実施し、適切な保育環境の維持に努めます。	

4 幼児期の学校教育・保育の充実

核家族化や女性の社会進出が進む中、利用者の生活実態及び意向を踏まえた保育サービスの展開や情報提供、サービスの質の向上が求められていることから、今後も認定こども園、幼稚園や保育所等における保育サービスの充実に努めます。

No04	異年齢保育の実施	こども課・学校教育課（生涯学習中期計画）
事業内容	同一年齢の児童との触れあい以上に「人と関わる力」を育むことができるように、認定こども園や幼稚園、保育所に入所している児童が同じ集団の中で活動する「異年齢保育」を行います。	

No05	満3歳児保育の実施（幕別認定こども園）	こども課
事業内容	3歳に達した児童が、4月の入園を待たずに年度途中から入園し集団での教育を受けることにより社会性を醸成するなど、成長著しい児童の自立助長を図ります。	

No06	施設等利用給付事業	こども課
事業内容	令和元年10月から幼児教育無償化により幼稚園や認可保育所などの特定施設の利用のほかに幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用者についても国の定める基準により給付を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	

5 保幼小連携等の取組の推進

認定こども園や保育所、幼稚園、小学校との連携等を強化しながら双方の質の向上を図り、幼児教育の成果を小学校教育に効果的に取り入れるよう努めます。

No07	認定こども園、保育所、幼稚園、小学校の連携	こども課・学校教育課（生涯学習中期計画）
事業内容	交流会の開催などによる認定こども園や保育所、幼稚園、小学校との連携した取り組みを行うことにより、幼児期から学齢期への教育活動の円滑な移行を進めるとともに、実態に応じた子どもの発達や学び、生活の連続性のある教育の充実を図ります。	

第3節 基本目標2「地域における子ども・子育て支援事業の推進」

幕別町における地域子ども・子育て支援事業を次のとおり推進します。

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

No08 延長保育事業		こども課・保健福祉課			
事業内容	保護者の就労時間の多様化に対応するため、保育所の開所時間を超える入所児童の保育については、ニーズにあわせ、保育時間の拡大に取り組みます。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	143 人	138 人	130 人	128 人	124 人
②確保の内容	240 人	240 人	240 人	240 人	240 人
②－①	97 人	102 人	110 人	112 人	116 人
就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、札内青葉保育園と札内南保育園において通常保育を延長した保育を行います。					

No09 放課後児童健全育成事業		こども課・保健福祉課・生涯学習課				
事業内容	就労等のため、保護者が昼間家庭にいない小学生の健全育成に取り組みます。また、町内の学童保育施設における環境整備（空調、トイレなどの環境改善）や必要なサービスの充実に努めます。					
＜量の見込みと確保の内容＞						
区 分	学年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 【低学年】	小学1年	124人	115人	114人	105人	103人
	小学2年	111人	104人	102人	94人	93人
	小学3年	102人	95人	94人	86人	84人
	計	337人	314人	310人	285人	280人
②確保の内容		320人	320人	320人	320人	320人
②－①		▲17人	6人	10人	35人	40人
①量の見込み 【高学年】	小学4年	46人	46人	43人	41人	39人
	小学5年	15人	14人	14人	13人	12人
	小学6年	7人	6人	6人	6人	5人
	計	68人	66人	63人	60人	56人
②確保の内容		80人	80人	80人	80人	80人
②－①		12人	14人	17人	20人	24人
共働き家庭等における小学生の遊びの場・居場所を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、国が策定した「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室を推進するよう努めます。その際、小学校の余裕教室等を活用し、これらの事業を可能な限り一体的に実施できるよう検討します。						
また、これらの事業の実施に当たって、こども課と教育委員会が連携を図り、放課後子供教室や放課後児童クラブ・行政・学校・PTAの各関係者、地域住民等で構成する「運営委員会」の設置についても検討します。						

No10 子育て短期支援事業（ショートステイ）		こども課・保健福祉課			
事業内容	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等の居場所の確保に努めます。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	45 人日	45 人日	45 人日	45 人日	45 人日
②確保の内容	45 人日	45 人日	45 人日	45 人日	45 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
児童の養育が一時的に困難な場合に帯広市内の児童養護施設において児童を預かることで、居場所を確保します。					

※人日：年あたりの延べ人数

No11 地域子育て支援拠点事業		こども課・保健福祉課			
事業内容	子育て親子の交流の場や子育て等に関する相談や援助、地域の子育て情報、子育てに関する講習会等を実施し、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	309 人回	293 人回	300 人回	295 人回	290 人回
確保の内容	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
町内 2 か所の子育て支援センター及び 2 分室において、乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、親子の交流や子育てについての相談、情報の提供、助言を行うとともに、子育てに関する講習会等を実施します。					

※人回：月あたりの延べ人数

No12 一時預かり事業（幼稚園型）		こども課				
事業内容		教育時間以外の時間において、認定こども園、幼稚園における在園児を保育することにより、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援します。				
＜量の見込みと確保の内容＞						
区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1 号認定による利用	200 人日	196 人日	174 人日	170 人日	162 人日
	2 号認定による利用	10,642 人日	10,442 人日	9,239 人日	9,017 人日	8,594 人日
②確保の内容 一時預かり事業		7,008 人日	7,008 人日	7,008 人日	7,008 人日	7,008 人日

②－①	▲3,834 人日	▲3,630 人日	▲2,405 人日	▲2,179 人日	▲1,748 人日
町内の認定こども園、幼稚園において、保護者の就労や、傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・身体的負担の軽減のため、一時的に保育を行います。					

※人日：年あたりの延べ人数

No13 一時預かり事業（幼稚園型を除く）		こども課・保健福祉課			
事業内容	保護者の病院への通院、リフレッシュ等のため、認可保育所に通所していない乳幼児を一時的に預かる事業に取り組みます。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,347 人日	4,200 人日	3,984 人日	3,906 人日	3,784 人日
②確保の内容	7,008 人日	7,008 人日	7,008 人日	7,008 人日	7,008 人日
②－①	2,661 人日	2,808 人日	3,024 人日	3,102 人日	3,224 人日
町内2か所の子育て支援センター及び1分室において、保護者の就労や、傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・身体的負担の軽減のため、一時的に保育を行います。					

※人日：年あたりの延べ人数

No14 病児・病後児保育事業		こども課・保健福祉課			
事業内容	病気の回復期にあり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭での保育を行うことが困難な認可保育所の入所児童を保育所等の専用スペースで一時的に保育する事業に取り組みます。また、病児の保育事業の確保に努めます。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 病後児保育事業	1,022 人日	988 人日	934 人日	916 人日	886 人日
②確保の内容 病後児保育事業	1,168 人日	1,168 人日	1,168 人日	1,168 人日	1,168 人日
②－①	146 人日	180 人日	234 人日	252 人日	282 人日
認可保育所に通っている児童が、病気の回復期のため集団生活が困難な場合に、札内青葉保育園において一時的に保育を実施します。また、病児期における新たな保育の拡充に努めます。					

※人日：年あたりの延べ人数

No15 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）			こども課・保健福祉課		
事業内容	育児の援助を行いたい者（まかせて会員）と育児の援助を受けたい者（おねがい会員）が会員登録し、会員相互の子育て援助活動の利用促進と子育て支援の充実に取り組みます。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	480 人日	480 人日	480 人日	480 人日	480 人日
②確保の内容	480 人日	480 人日	480 人日	480 人日	480 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
ファミリー・サポート・センターにおいて、制度の周知を図るとともに、多様な依頼に対応できるようにまかせて会員の確保に努め、安定的な援助活動の充実に努めます。					

※人日：年あたりの延べ人数

No16 妊婦に対する健康診査		保健課・保健福祉課			
事業内容	妊婦健診を通して、異常の早期発見、早期治療、早期療養を促し、母子の健康確保に取り組みます。また、母子保健の向上を目的として経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診料の一部を助成します。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	160 人 健診回数 ： 3, 200 回	160 人 健診回数 ： 3, 200 回	160 人 健診回数 ： 3, 200 回	160 人 健診回数 ： 3, 200 回	160 人 健診回数 ： 3, 200 回
確保の内容	実施場所：医療機関又は助産所 検査項目：妊婦一般健康診査：14回(血液検査・子宮頸がん検診・性器クラミジア検査・B型溶血性レンサ球菌検査)、超音波検査：6回				
妊婦健診費用の助成により、経済的負担の軽減並びに必要性を理解した適切な受診につながるよう努めます。					

No17 乳児家庭全戸訪問事業		保健課・保健福祉課			
事業内容	乳児の健康状態を確認するとともに、育児不安を軽減し、健全に家庭生活を送ることができるよう、必要な保健指導等に取り組みます。また、経過観察等が必要な家庭に対し、適正な時期の保健指導等に努めます。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	135 人	135 人	135 人	135 人	135 人
確保の内容	実施体制:8人 実施機関：町	実施体制:8人 実施機関：町	実施体制:8人 実施機関：町	実施体制:8人 実施機関：町	実施体制:8人 実施機関：町
生後4か月までの乳児がいる家庭に対し、訪問指導を全件実施するとともに、必要に応じ妊婦や乳幼児への家庭訪問を実施し、妊娠期から出産後への継続支援に努めます。					

No18	養育支援訪問事業、その他要保護児童等の支援に 資する事業					保健課・こども課
事業内容	養育支援訪問は、要保護児童対策地域協議会の対象となった親子を対象とし、虐待に至らないよう訪問による支援を実施します。その他、育児不安などの子育て支援として、妊娠中及び産後の支援を充実するよう取り組みます。					
＜量の見込みと確保の内容＞						
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人	
確保の内容	実施体制:7人 実施機関:町	実施体制:7人 実施機関:町	実施体制:7人 実施機関:町	実施体制:7人 実施機関:町	実施体制:7人 実施機関:町	
支援が必要な家庭に対し、要保護児童対策地域協議会で情報共有し、保健師等が訪問支援を行います。						

No19 利用者支援事業		こども課・保健課・保健福祉課				
事業内容	地域の子ども・子育て支援事業が円滑に利用できるよう子育てに関する各般の問題に対し、相談や助言を行うとともに関係機関との連携についても支援し、妊娠期から子育て期に渡る安心した生活の確保や子どもとその保護者の必要な支援に努めます。					
＜量の見込みと確保の内容＞						
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み (基本型)	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	
②確保の内容 (基本型)	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	
②－①	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	
①’ 量の見込み (母子保健型)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
②’ 確保の内容 (母子保健型)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
②’－①’	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	
①’ 量の見込み (こども家庭センター)	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
②’ 確保の内容 (こども家庭センター)	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
②’－①’	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	
令和8年度までに児童福祉と母子保健の機能をもった「こども家庭センター」を設置し、子育て家庭に対する各種手当の支給やサービスの提供、継続的な相談支援等を一体的に行うことで、妊娠期から子育て期に渡る安心した生活の確保と、子ども一人ひとりの成長や家庭環境に応じた支援の充実に取り組みます。						

No20 子育て世帯訪問支援事業		こども課・保健課・保健福祉課	
事業内容	家事、子育て等に対して不安を抱える子育て家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、養育支援を実施し、養育環境等を整えるため、児童とその家庭が抱える課題に対し、個々の状況に応じた支援の必要性を考慮した上で、今後の事業のあり方について検討します。		

No21 児童育成支援拠点事業		こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	養育環境等に課題を抱え、児童やその家庭が抱える多様な課題に応じてサポートを行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の児童の状況に応じた支援を包括的に提供し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図るため、支援が必要な子どもやその家庭に対し、各機関において支援を行っていくとともに、対象者のニーズを把握し、今後の事業のあり方について検討します。	

No22 親子関係形成支援事業		こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	児童との関わり方や子育てに不安を抱えている保護者などに対し、講義やグループワークなどを通じて、児童の発達に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みを抱える者同士が相互に悩みを共有できる場を設けるなどの支援を行うことで、親子間における適切な関係性の構築を図るため、発達支援センターで実施している「ペアレントトレーニング」を継続しながら、保護者のニーズを把握し、今後の事業のあり方について検討します。	

No23 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		こども課・保健福祉課				
事業内容		生後6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない子どもを対象とし、国が定める月一定時間の利用枠で、就労要件を問わずに保育所等の利用を可能とするため、令和8年度からの法律に基づく本格実施に向けて、全国の試行的事業と国の動向を注視し、今後の事業のあり方について検討します。				
＜量の見込みと確保の内容＞						
区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①量の見込み	3人	3人	3人	3人	3人
	②確保の内容	0人	3人	3人	3人	3人
	②－①	▲3人	0人	0人	0人	0人
1歳児	①量の見込み	5人	5人	5人	5人	5人
	②確保の内容	0人	5人	5人	5人	5人
	②－①	▲5人	0人	0人	0人	0人
2歳時	①量の見込み	3人	3人	3人	3人	3人
	②確保の内容	0人	3人	3人	3人	3人
	②－①	▲3人	0人	0人	0人	0人
0歳6か月から満3歳未満の子どもを対象として、令和8年度の給付制度化に向けた課題の把握や事業化について検討を進めていきます。						

No24 産後ケア事業		保健課・保健福祉課			
事業内容	産後10か月未満の産婦及び乳児を対象に助産師による訪問又は病院の産後ケアセンターにおいて、授乳の支援、心身のケア、沐浴などの育児指導を行います。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	84 人日	90 人日	96 人日	102 人日	108 人日
確保の内容	84 人日	90 人日	96 人日	102 人日	108 人日
妊娠中からの相談支援により、対象者には支援プランを作成し、委託先にも情報を提供することで切れ目のない支援を行います。					

※人日：年あたりの延べ人数

No25 妊婦等包括相談支援事業		こども課・保健課・保健福祉課			
事業内容	妊娠期の経済的負担の軽減のための支援給付にあわせて、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談等に応じ、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう支援します。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	140 人	140 人	140 人	140 人	140 人
	面談回数 3 回	面談回数 3 回	面談回数 3 回	面談回数 3 回	面談回数 3 回
	420 回	420 回	420 回	420 回	420 回
確保の内容	420 回	420 回	420 回	420 回	420 回
妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談等に応じ、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の支援を行います。					

No26 実費徴収に係る補足給付を行う事業		こども課・保健福祉課
事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を助成します。	

No27 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		こども課・保健福祉課
事業内容	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。	

2 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対し、きめ細かな質の高いサービスを効果的・効率的に提供するため地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、利用者への情報提供に努めるとともに、地域住民が子育てへの関心や理解を深め、地域社会が子育て家庭を支えることができるよう意識啓発に努めます。

No28	子育てサークル育成支援事業	こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	乳幼児やその保護者が相互の交流を行う団体を育成し、育児に対する助言や遊びの指導を行うなど、団体が自立できる体制を整えるため、団体の状況に応じた支援の必要性を考慮した上で、今後の事業のあり方について検討します。	

No29	子育て支援サービスネットワーク形成事業	こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	子育て支援に関係する機関や子育てサークル等との連携を強化し組織化することで、子育て支援サービスの質の向上を図ります。	

No30	子育て支援情報提供事業	こども課・保健福祉課
事業内容	地域における子育て支援に関する情報を一元的に把握し、町の広報紙やホームページ等を活用するなど子育て家庭への情報の提供に取り組みます。 また、地域全体が協力し支えあえるよう、子育てに関する意識啓発を行います。	

No31	子育てボランティアの推進	こども課・保健福祉課
事業内容	子育てボランティアと連携し、子どもの見守りや育児相談支援に取り組みます。	

3 児童の健全育成

子どもは、遊びを通じて仲間関係の形成や社会性を学んでいくことから、地域社会の中で異年齢の子ども同士の遊びや、多世代の地域の人々との交流など様々な体験活動を行うことができる安全・安心な放課後対策や子ども食堂などの居場所づくりの支援に努め、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めます。

No32	多世代交流事業の推進	こども課・保健福祉課
事業内容	異世代間のふれあいを通して、地域ぐるみの子育て支援の仕組みづくりを深める心豊かな交流事業を推進します。	

No33	児童館の活用事業	こども課・保健福祉課
事業内容	子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場やこどもの居場所として、児童館の有効活用を検討します。	

No34 こどもの居場所づくり推進事業		こども課・保健福祉課
事業内容	子ども・若者などの子育て家庭が年齢を問わず、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があるため、子ども・若者の意見を聴きながらこどもの居場所づくりを推進します。	

No35 子ども会の取組の活用事業		生涯学習課
事業内容	子ども会の地域活動を支援し、指導者の育成や活動を通じて、小学生の健全育成に取り組めます。	

No36 民生委員・児童委員活動事業		福祉課
事業内容	地域の身近な相談相手として、子どもたちの健全育成に取り組むとともに、関係機関と連携の上、児童虐待の早期発見や予防に努めます。	

第4節 基本目標3「親子の健康の確保と子ども・若者への育成支援」

1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に保育や子育てサービスを利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うなど、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。

また、育児休業期間満了時からの保育を希望する保護者が、ニーズに応じた保育を利用できるような環境を整えます。

No37 子育て世代包括支援センター事業		保健課・保健福祉課
事業内容	母子保健及び育児に関する総合的な相談支援や妊産婦等の身体的及び精神的健康状態や育児、生活の支援状況を把握し、手厚い支援を要する妊産婦等の支援プランの策定及び評価を行い、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援体制を構築します。	

No38 利用者支援事業		こども課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No19】 地域の子ども・子育て支援事業が円滑に利用できるよう子育てに関する各般の問題に対し、相談や助言を行うとともに関係機関との連携についても支援し、妊娠期から子育て期に渡る安心した生活の確保や子どもとその保護者の必要な支援に努めます。	

No39 子育て支援情報提供事業		こども課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No30】 地域における子育て支援に関する情報を一元的に把握し、町の広報紙やホームページ等を活用するなど子育て家庭への情報の提供に取り組めます。 また、地域全体が協力し支えあえるよう、子育てに関する意識啓発を行います。	

2 子どもや母親の健康の確保

核家族化の進展や地域における人間関係の希薄化により、育児に対する孤立感や不安感を抱く親が増えています。

このため、妊娠期から出産期、育児期までを健やかに暮らせるよう母子の健康の確保を目的に、各種母子保健指導の充実に努めます。

また、保護者の孤立感や育児不安の解消等を図るため、家庭訪問や乳幼児健診の場を活用した相談・指導を実施し、児童虐待の発生予防の観点も含め、妊娠期からの継続した支援を行います。

No40	健康診査事業	保健課・保健福祉課
事業内容	【No16 及び 17 関連】 妊婦や乳幼児の健診を通して、異常の早期発見、早期治療、早期療養を促すとともに、各種相談指導を通して、母子の健康確保及び適切な育児支援に取り組めます。 また、母子保健の向上を目的として経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診料の一部を助成します。	

No41	健康教育事業	保健課・保健福祉課
事業内容	離乳食講習や調理実習、親子遊び、講演等を通して、子どもの健全な発育・発達を支援し、参加者同士の情報交換や仲間づくり、育児不安の軽減等に取り組めます。	

No42	妊婦等への出産準備教育（パパママ教室）	保健課・保健福祉課
事業内容	妊婦等へ妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、妊婦同士の交流、情報交換の場を提供します。 また、先輩ママとの交流を通じた育児不安の軽減等に努めます。	

No43	家庭訪問事業	保健課・保健福祉課
事業内容	【No17 及び 18 関連】 妊産婦や乳幼児の健康状態を確認するとともに、育児不安を軽減し、健全に家庭生活を送ることができるよう、必要な保健指導等に取り組めます。 また、経過観察等が必要な家庭に対し、適正な時期の保健指導等に努めます。	

No44	予防接種事業	保健課・保健福祉課
事業内容	子どもの予防接種に関する正しい知識の普及や個別の接種計画の助言、指導等、疾病予防に取り組めます。	

No45 母子健康相談事業		保健課・保健福祉課
事業内容	母親の妊娠、出産、育児に伴う不安を軽減し、子どもの健全な発育・発達を支援するよう、母子の健康相談に取り組みます。	

No46 母子健康手帳交付事業		保健課・保健福祉課
事業内容	妊娠の届出の際に、母子健康手帳の交付を行うとともに、生活状況や家族関係の把握をするなど、母親が健康で安心して妊娠期を過ごし、出産に臨めるよう、保健指導、相談に取り組みます。	

No47 歯科保健事業		保健課・保健福祉課
事業内容	歯科医師との連携を強化し、歯科検診を受けられる体制を維持するとともに、歯科保健の重要性を意識づける教育・相談事業に取り組みます。 また、幼児健診（1歳半児及び3歳児）時に、虫歯予防に効果的なフッ素塗布（無料）を実施します。	

No48 産後ケア事業		保健課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No24】 産後10か月未満の産婦及び乳児を対象に助産師による訪問又は病院の産後ケアセンターにおいて、授乳の支援、心身のケア、沐浴などの育児指導を行います。 妊娠中からの相談支援により、対象者には支援プランを作成し、委託先にも情報を提供することで切れ目のない支援を行います。	

No49 産前産後サポート事業（ママカフェ）		保健課・保健福祉課
事業内容	妊婦または産後1年までの産婦と乳児を対象に、育児の情報提供と困りごとや悩みを出し合い不安を解消できるよう集いの機会を提供します。札内地区1か所、忠類地区1か所で実施し、助産師による相談を行い、育児全般に関する支援を行います。	

3 食育の推進

健康な生活を送るために食生活は重要であり、特に成長期にある子どもにとっては、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた人との触れ合いが、心と身体の成長に大きな役割を果たしています。

このため、認定こども園や保育所、学校等と連携の上、保護者を対象に食の指導や食に関する情報の提供に努めます。

No50 食に関する学習機会や情報提供事業		保健課・保健福祉課・ 学校教育課・給食センター
事業内容	妊産婦をはじめ、子どもの成長段階に応じた食に関する正しい知識と望ましい食習慣などに関する学習機会や「給食だより」等を通じて食の情報提供に努めます。	

4 思春期保健対策の充実

思春期の望まない妊娠、性感染症や喫煙、飲酒、薬物乱用の問題が顕在化していることを踏まえ、学校において、性教育、喫煙防止教育等を実施するとともに、医療機関や保健機関と連携の上、正しい知識の普及啓発に努めます。

No51 思春期保健対策事業		保健課・保健福祉課・学校教育課
事業内容	性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、喫煙防止・薬物乱用防止等に関する教育活動全体を通じて、計画的・組織的に実施するよう指導するとともに、相談体制や情報の提供等に取り組みます。	

5 小児保健医療の充実

安心して子どもを産み、子どもが健康に育つ環境をつくるためには、健診をはじめとした小児保健医療等への支援が重要となります。

このため、医療機関等との連携の上、小児保健医療体制の充実を図るとともに、情報提供に努めます。

No52 小児保健医療の充実・確保		保健課・住民課・保健福祉課
事業内容	小児保健医療の充実・確保は、安心して子どもを生み育てる基盤となることから、医療機関等との連携や情報の提供等に取り組みます。 児童養育家庭等の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費助成制度を継続して実施します。	

No53 子ども医療費助成事業		住民課
事業内容	児童養育家庭等の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費の一部を助成するとともに、国、道等の動向を踏まえ、効果的な支援を検討します。	

6 次代の親の育成

少子化の進行や近隣住民同士の交流の希薄化が進み、乳幼児の子どもとふれあう機会が減っており、実体験を通じた中で、母性や父性を身に付けることが困難になっています。

このため、将来親になる子どもたちに、乳幼児とふれあう機会を提供するなど、次代の親の育成に努めます。

No54 子育てに関する男女共同参画の促進 こども課・保健課・保健福祉課・住民課	
事業内容	男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの意義に関する啓発や情報提供に取り組みます。

No55 乳幼児ふれあい体験事業 こども課・保健課・保健福祉課	
事業内容	子どもを産み育てることの意義、子どもや家庭の大切さが理解できるよう、保健、福祉、教育分野が連携し、中高生を対象に乳幼児とのふれあいの機会を提供します。

7 若者への成長支援

青年期である若者は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期であるとともに人生における様々なライフイベントが重なる時期です。

若者が自らの適応等を理解した上で、就職や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取り組みや若者に対する相談支援が求められていることから、関係機関と連携し総合的な支援に努めます。

No56 修学支援資金給付事業 学校教育課	
事業内容	高等学校に在学する子どもがいる世帯に対し、修学上必要な経費を給付することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することに努めます。

No57 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 こども課・保健福祉課	
事業内容	母子、父子、寡婦の経済的自立と児童の福祉向上のため、北海道が実施している修学資金や就学支度資金等の貸付事業の周知及び申請を支援します。

No58 マイホーム応援事業 住民課	
事業内容	町内全域を対象に、新築住宅の建設又は中古住宅の購入に要する費用の一部を補助します。また、18歳未満の子ども的人数に応じた加算を設けることで、子育て世代に対する支援の充実を図ります。

No59	結婚新生活支援事業	住民課
事業内容	若者世帯が結婚して新たな生活を始めるための経済的支援として、新居の購入費や家賃、引越し費用の一部を助成します。	

No60	ひきこもり相談窓口の設置	福祉課
事業内容	ひきこもり当事者やその家族を対象とした相談窓口や居場所、また不登校に関する交流と学びの場を開設し、相談体制の充実を図ります。	

8 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

全ての子ども・若者が健やかに育つことを大前提に、誰もが自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、自殺対策を推進するとともに、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう防災対策等に取り組みます。

No61	自殺予防の普及啓発・相談体制の充実	保健課・保健福祉課
事業内容	自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、ゲートキーパーの役割を担う人材の確保や相談窓口の周知、こころの不安や悩みに関する相談支援の充実を図ります。	

No62	防犯対策の取組	防災環境課
事業内容	町内イベントにおける防犯パトロールの実施のほか、防犯意識の向上に必要な情報の提供に取り組みます。	

No63	思春期保健対策事業	保健課・保健福祉課・学校教育課
事業内容	【再掲 No51】 性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、喫煙防止・薬物乱用防止等に関する教育活動全体を通じて、計画的・組織的に実施するよう指導するとともに、相談体制や情報の提供等に取り組みます。	

No64	交通安全教室の実施	防災環境課
事業内容	町内教育・保育施設において、未就学児から小学校児童に対する交通安全教室を開催し、生涯に渡る交通安全思想の普及を図ります。	

No65	保育所等における災害に備えた取組	こども課・保健福祉課
事業内容	災害発生時に、子どもたちが自らの安全を確保できるよう、避難訓練実施計画を作成し、定期的に避難訓練を実施します。	

No66	小中学校における災害に備えた取組	学校教育課・防災環境課
事業内容	災害や事故等から子どもたちを守り、安心して学ぶことができる環境を確保するため、「1日防災学校」等の実施により、児童生徒等の安全に関する資質・能力を横断的な視点で育むことができるよう、系統的・体系的な防災教育に取り組みます。	

No67	通学路の安全確保	学校教育課
事業内容	スクールガードによる巡回や警察・関係機関とともに実施する通学路合同点検を通して、子どもたちの安全対策に取り組みます。	

第5節 基本目標4「特に支援を必要とする家庭への取組の推進」

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの権利を侵害し、子どもの心身の発達や人格の形成に深刻な影響を及ぼすものであり、未然防止の重要性や、早期発見、早期対応が求められています。

子どもの権利を尊重し、すべての子どもの健やかな成長を保障するとともに、支援を必要とする家庭の自立に向け、福祉・保健・教育・警察や地域等の関係機関が連携・協力し総合的な支援に努めます。

No68	子どもの権利の普及啓発	こども課・保健福祉課
事業内容	子どもの権利を尊重し、子ども一人ひとりを守り育てるため、「幕別町子どもの権利に関する条例」の普及啓発に取り組みます。	

No69	児童虐待予防事業	こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	乳幼児健診時等に、保護者と育児相談等を行う中で子育て等に対する不安を軽減し、虐待の未然防止に取り組みます。	

No70	要保護児童対策地域協議会	こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	児童虐待の早期対応、再発防止を図るため、要保護児童対策地域協議会における情報共有の徹底や児童相談所をはじめとする関係機関との連携を強化し、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦への適切な支援に取り組みます。 また、要保護児童に関する専門的な研修の機会を捉え、適切な対応の習得に努めます。	

No71	ヤングケアラーへの支援に向けた連携強化	こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	ヤングケアラーに関する情報の周知を図るとともに、ヤングケアラーの早期発見や適切な支援を行うため、教育、福祉、介護等の関係機関との連携の強化に努めます。	

No72 民生委員・児童委員活動事業		福祉課
事業内容	【再掲 No36】 地域の身近な相談相手として、子どもたちの健全育成に取り組むとともに、関係機関と連携の上、児童虐待の早期発見や予防に努めます。	

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てを行う上で、生活の基盤が不安定な状態にある場合が多く、総合的な対策を適切に実施することが求められています。

ひとり親家庭が安心して子育てができ、自立した生活を営めるよう、相談体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供を進めます。

No73 ひとり親家庭等支援体制の充実		こども課・保健福祉課
事業内容	ひとり親家庭の相談や、児童扶養手当等の社会的自立に必要な情報の提供に取り組みます。 また、保育所の入所など生活実態に応じた支援に努めます。	

No74 ひとり親家庭等医療費助成制度		住民課
事業内容	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成するとともに、国、道等の動向を踏まえ、効果的な支援を検討します。	

3 障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病や事故の予防及びその早期発見を図るため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査や保健指導に継続して取り組みます。

また、障がい等が確認された子ども及びその保護者に対して、特別児童扶養手当などの経済的支援を行うとともに、関係機関と連携を図りながら適切な支援を行い、不安の解消等に努めます。

No75 障がい児保育事業		こども課・保健福祉課
事業内容	障がい児が、保護者の就労等のため、保育の必要な場合においても、安心して保育を受けられる環境づくりに取り組みます。 また、発達障がいを含む障がい児に対する保育についての研究・研修の実施や適切に支援するための保育士の配置など体制整備に努めます。	

No76 健康診査事業		保健課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No40】 妊婦や乳幼児の健診を通して、異常の早期発見、早期治療、早期療養を促すとともに、各種相談指導を通して、母子の健康確保及び適切な育児支援に取り組みます。 また、母子保健の向上を目的として経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診料の一部を助成します。	

No77	心身障がい児通所交通費助成制度	福祉課
事業内容	言語障がいや心身に障がいを有する子どもの機能回復訓練や治療等を目的とした施設への通所に要する交通費の一部を助成します。	

No78	身体障がい児補装具給付事業	福祉課
事業内容	障がい児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的に、身体障害者手帳の交付を受けている子どもに対し、身体機能を補完・代替する用具について、必要な補装具の購入や修理に要する費用の一部を支給します。	

No79	地域生活支援事業	福祉課
事業内容	障がい児が地域で安心して生活し、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。	

No80	発達支援センターの機能充実	福祉課
事業内容	障がい児及び支援や配慮を必要とする子どもに対して、専門的な療育、カウンセリング等を実施し、保護者及び家族に対して適切なかわりができるように助言・支援を行い、その心身の発達を総合的に支援します また、認定こども園や幼稚園、保育所、学校など関係機関と連携し、早期発見・早期療育に努め、事業の充実を図ります。	

No81	言語通級指導教室	学校教育課
事業内容	通常の学級に所属しながら、ことばの発達に遅れが認められる等の小学生の心身の健全な発達を支援するため、札内南小学校に言語通級指導教室において個別指導を行い、障がい等の改善・克服を図ります。	

No82	サポートファイル活用推進事業	こども課（幕別町障がい者福祉計画）
事業内容	支援や配慮を必要とする子ども一人ひとりが、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられるよう、保護者がサポートファイル「まっく・りんぐ」に情報を記入・保管し、関係機関との連携を図れるように周知、助言を行います。 また、個別支援計画の作成と活用についても助言を行い、更なる支援の充実につなげます。	

No83 ペアレントトレーニング事業		こども課
事業内容	【No22 関連】 子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どものかかわり方を学ぶ場を提供します。 また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることにより、健全な親子関係の形成を図ります。	

No84 自立支援協議会こども支援部会の充実		福祉課（幕別町障がい者福祉計画）
事業内容	保健・福祉・保育・教育等で組織する自立支援協議会こども支援部会において、子どもの発達に対する研修や現場の課題を共有、解決に向けた協議をする場を設けるほか、子どもに関わる支援機関の相談や悩みについて、必要に応じてケース会議を開催し、様々な事案へ迅速な対応ができる体制整備に努めます。	

No85 自立支援協議会医療的ケア児支援部会による支援体制づくり		福祉課（幕別町障がい者福祉計画）
事業内容	自立支援協議会医療的ケア児支援部会において、医療的ケアの必要な子どもへの支援のあり方や手立てについて関係機関と連携し、医療的ケア児への適切な支援体制の協議を進めます。	

4 障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見ならびに治療の推進

障がいの原因となる疾病を早期に発見し、事故に対しても適切な対応がとれる体制づくりや正しい知識等の普及啓発に努めます。

また、地域において保健医療サービスを安心して受けられる体制づくりに努めます。

No86 健康相談の充実		保健課・保健福祉課
事業内容	身近なところで効果的な健康相談が受けられるよう、相談機会の拡充と内容の充実を図り、心身の健康についての正しい知識を普及するとともに、疾病の予防・早期発見、健康の保持・増進に努めます。	

No87 保育所等巡回相談		こども課（幕別町障がい者福祉計画）
事業内容	集団において、何らかの支援を要する児童とその支援者に対し、専門的な支援を行うことにより、保育・教育活動及びそれにかかわる職員の質の向上を図るとともに、支援を要する児童の集団生活の向上を図ります。	

5 発達障がいのある子どもへの、一人ひとりの希望に応じた適切な教育上必要な支援

発達障がいのある子どもやその家族のニーズに応じた一貫した支援を行える体制の充実に努めます。

No88	特別支援教育の推進	学校教育課
事業内容	障がいや発達の遅れのある子どものもつ能力や特性を最大限に伸ばし、それぞれの障がい及び教育的ニーズに応じた適切な教育環境の整備と支援体制を構築します。	

No89	児童発達支援・放課後等デイサービスの充実	福祉課（幕別町障がい者福祉計画）
事業内容	就学前及び学齢期の障がい児に対して、生活能力向上のための訓練や支援を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、療育の場や放課後の居場所を確保します。	

No90	特別支援教育支援員	学校教育課
事業内容	小中学校に在籍する発達障がいを含む障がいのある子どもを適切に支援するため、特別支援教育支援員を配置し、学校等における日常生活上の介助や学習支援など子どもの集団生活の支援に取り組みます。	

第6節 基本目標5「仕事と家庭生活との両立の推進」

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

男女ともに充実した生活を、特に子育て期において送るためには、仕事と家庭の時間のバランスが大切であり、多様な働き方を選択できるようにするとともに、働き方を見直すことが必要です。

このため、国や道、関係団体、地域住民と連携を図りながら、啓発や情報の提供に努めます。

No91	ゆとり時間推進啓発事業	商工観光課
事業内容	仕事と生活の調和の実現に向けた理解や合意形成を促進するため、啓発や情報の提供に継続して取り組みます。	

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

女性の社会進出の増加や就労形態の多様化により、仕事と家庭の両立のための支援や対策の充実が求められていることから、多様なニーズに応じた保育サービス等の充実に努めます。

No92	企業と連携した子育て支援の推進	こども課・商工観光課
事業内容	幕別町商工会や事業所との連携等により、町内外で働く子育て世代の男女に育児休業制度や子の看護休暇などの普及を図るとともに、子育て支援の充実に努めます。	

No93	仕事と子育ての両立支援事業	こども課・保健福祉課
事業内容	子育て支援センター事業の充実など、多様な働き方に対応した体制の整備、情報の提供に取り組みます。	

第7節 基本目標6「子どもの貧困対策の推進」

1 相談・生活支援の充実

子どもの貧困対策を効果的に推進するためには、相談対応が全ての支援の出発点となって各種支援につなげていくことが重要であり、生活の安定が子どもの健やかな成長にはかせないことから、関係機関が共通の認識のもと、子どもの支援の視点で、各種支援につながるよう相談や生活支援体制の充実に努めます。

No94	重層的支援事業	福祉課・こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	子どもや若者を含む町民が抱えるさまざまな生活課題の相談を各課の担当相談窓口で受け止め、複雑化・複合化している事例については「コミュニティソーシャルワーカー」が調整役を担い、課題の解決に向けて関係機関が連携・協働した支援を行います。	

No95	子育て世代包括支援センター事業	保健課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No37】 母子保健及び育児に関する総合的な相談支援や妊産婦等の身体的及び精神的健康状態や育児、生活の支援状況を把握し、手厚い支援を要する妊産婦等の支援プランの策定及び評価を行い、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援体制を構築します。	

No96	延長保育事業	こども課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No08】 保護者の就労時間の多様化に対応するため、保育所の開所時間を超える入所児童の保育については、ニーズにあわせ、保育時間の拡大に取り組みます。	

No97	放課後児童健全育成事業	こども課・保健福祉課・生涯学習課
事業内容	【再掲 No09】 就労等のため、保護者が昼間家庭にいない小学生の健全育成に取り組みます。また、施設の環境整備や必要なサービスの充実に努めます。	

No98	子育て短期支援事業（ショートステイ）	こども課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No10】 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等の居場所の確保に努めます。	

No99 地域子育て支援拠点事業		こども課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No11】 子育て親子の交流の場や子育て等に関する相談や援助、地域の子育て情報、子育てに関する講習会等を実施し、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。	

No100 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		こども課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No15】 育児の援助を行いたい者（まかせて会員）と育児の援助を受けたい者（おねがい会員）が会員登録し、会員相互の子育て援助活動の利用促進と子育て支援の充実に取り組みます。	

No101 利用者支援事業		こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No19】 地域の子ども・子育て支援事業が円滑に利用できるよう子育てに関する各般の問題に対し、相談や助言を行うとともに関係機関との連携についても支援し、妊娠期から子育て期に渡る安心した生活の確保や子どもとその保護者の必要な支援に努めます。	

No102 児童虐待予防事業		こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No69】 乳幼児健診時等に、保護者と育児相談等を行う中で子育て等に対する不安を軽減し、虐待の未然防止に取り組みます。	

No103 ひとり親家庭等支援体制の充実		こども課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No73】 ひとり親家庭の相談や、児童扶養手当等の社会的自立に必要な情報の提供に取り組みます。 また、保育所の入所など生活実態に応じた支援に努めます。	

2 子どもの育ちと学びの支援の充実

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、学校教育による学力の保障、地域による学習支援などを通じて、教育の機会均等を保障し、子どもの成長や発達の連続性を踏まえた教育・保育の提供に努めます。

No104 教育相談体制の充実		学校教育課
事業内容	いじめ、不登校、虐待などに適切に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー及び子どもカウンセラーを活用し、学校・家庭・地域の連携の上、相談体制の充実に図ります。	

No105 体罰を防止するための取組		学校教育課・生涯学習課
事業内容	あらゆる教育活動において、人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないことを指導し、徹底します。	

No106 小中学校教育の充実		学校教育課
事業内容	学習指導要領に基づき、確かな力、豊かな心、健やかな体のバランスが取れた生きる力を育む教育の推進に取り組みます。	

No107 「学び隊」の実施		生涯学習課
事業内容	地域ボランティアの協力により、長期休業中の居場所づくりと自主学習を支援することで、家庭教育に関する学習機会を充実させ、家庭内の教育力の向上を目指します。	

No108 民生委員・児童委員活動事業		福祉課
事業内容	【再掲 No36】 地域の身近な相談相手として、子どもたちの健全育成に取り組むとともに、関係機関と連携の上、児童虐待の早期発見や予防に努めます。	

No109 子ども交流施設まっく・ざ・まっくの活用		学校教育課
事業内容	周囲との社会的関係を形成することが困難な幼児、児童生徒等及び不登校の児童生徒等の居場所づくりや交流を通じて、その自立や社会参加を支援します。	

3 経済的支援

生活の安定のためには、生活保護費や児童手当などの各種手当、医療費助成や貸付金等を組合せて世帯の生活の基盤を下支えしていく等の経済的支援が重要であることから、法律に基づきこれらの支援を行い経済的負担の軽減を図ります。

No110 幼児教育・保育の無償化		こども課・保健福祉課
事業内容	3歳以上児と住民税非課税世帯の0～2歳児について、幼稚園、保育所、認定こども園の保育料を無償とします。幼稚園・認定こども園の預かり保育や認可外保育施設などの利用料について、一定の要件を満たしている場合は利用料を無償とします。	

No111 多子世帯の保育料軽減事業		こども課・保健福祉課
事業内容	3歳未満児の保育料について、一定所得以下の多子世帯における第二子以降に係るものを無償化して、多子世帯の経済的負担の軽減に努めます。	

No112 小児保健医療の充実・確保		保健課・住民課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No52】 小児保健医療の充実・確保は、安心して子どもを生み育てる基盤となることから、医療機関等との連携や情報の提供等に取り組みます。 児童養育家庭等の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費助成制度を継続して取り組みます。	
No113 子ども医療費助成事業		住民課
事業内容	【再掲 No53】 児童養育家庭等の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費の一部を助成するとともに、国、道等の動向を踏まえ、効果的な支援を検討します。	
No114 ひとり親家庭等就業支援事業		こども課・保健福祉課
事業内容	母子家庭等就業・自立支援センターと連携のもと、母子家庭等の社会的自立支援や仕事に関する相談、就労先の情報提供など、就業全般について支援します。	
No115 母子父子寡婦福祉資金貸付事業		こども課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No57】 母子、父子、寡婦の経済的自立と児童の福祉向上のため、北海道が実施している修学資金や就学支度資金等の貸付事業の周知及び申請を支援します。	
No116 ひとり親家庭等医療費助成制度		住民課
事業内容	【再掲 No74】 ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成するとともに、国、道等の動向を踏まえ、効果的な支援を検討します。	
No117 心身障がい児通所交通費助成制度		福祉課
事業内容	【再掲 No77】 言語障がいや心身に障がいをもつ子どもの機能回復訓練や治療等を目的とした施設への通所に要する交通費の一部を助成します。	

No118 身体障がい児補装具給付事業		福祉課
事業内容	【再掲 No78】 障がい児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的に、身体障害者手帳の交付を受けている子どもに対し、身体機能を補完・代替する用具について、必要な補装具の購入や修理に要する費用の一部を支給します。	

No119 就学援助		学校教育課
事業内容	小・中学生の児童生徒がいる世帯を対象に、義務教育の機会均等を図るため、学用品や給食費等を援助します。	

No120 修学旅行費支援助成		学校教育課
事業内容	町内の中学校に在籍する中学３年生の修学旅行にかかる費用の一部を助成し、保護者負担の軽減に努めます。	

No121 修学支援資金給付事業		学校教育課
事業内容	【再掲 No56】 高等学校に在学する子どもがいる世帯に対し、修学上必要な経費を給付することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することに努めます。	

題名「みらいの唯花」



絵：松村 唯花

資料 1

○幕別町こども施策審議会条例（平成21年 3 月25日 条例第10号）

（設置）

第 1 条 幕別町におけるこども（こども基本法（令和 4 年法律第77号）第 2 条第 1 項に規定するこどもをいう。以下同じ。）に関する施策を総合的に審議するため、地方自治法（昭和22 年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関として幕別町こども施策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) こども基本法第10条第 2 項に規定する市町村こども計画（同条第 5 項の規定により一体のものとして作成できるとされている次に掲げる計画を含む。）の策定及び変更に関すること。

ア 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第 8 条第 1 項に規定する市町村行動計画

イ 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第 9 条第 2 項に規定する市町村子ども・若者計画

ウ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画

エ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第10条第 2 項に規定する市町村計画

(2) 前号に規定する計画の推進に関すること。

(3) 子どもの権利に関すること。

(4) 子ども・子育て支援法第72条第 1 項各号に掲げる事務の処理に関すること。

(5) 前 4 号に掲げるもののほか、こどもに関する施策の推進のために必要なこと。

（組織）

第 3 条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 子育て支援関係団体に属する者

(3) 教育関係者

(4) 保健福祉関係者

(5) 商工団体に属する者

(6) 公募による者

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月13日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例第3条第1項の規定により新たに委嘱される委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成27年7月2日までとする。

附 則 (平成27年12月18日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年1月21日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月9日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月12日条例第26号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項の規定に基づき委嘱された幕別町次世代育成支援対策地域協議会委員(以下「旧委員」という。)である者は、この条例の施行の日はこの条例による改正後の幕別町こども施策審議会条例(以下「新条例」という。)第3条第2項の規定により幕別町こども施策審議会委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱された委員の任期は、新条例第3条第3項の規定にかかわらず、同日における旧委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

第3条 この条例の施行の際、現に旧条例第4条第1項の規定に基づき互選された会長又は副会長である者は、それぞれ新条例第4条第1項の規定に基づき互選された会長又は副会長とみなす。

(幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条中「幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例」を「幕別町こども施策審議会条例」に、「幕別町次世代育成支援対策地域協議会の」を「幕別町こども施策審議会の」に改める。

(幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条中「幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例」を「幕別町こども施策審議会条例」に、「幕別町次世代育成支援対策地域協議会の」を「幕別町こども施策審議会の」に改める。

附 則 (令和6年12月11日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 2

幕別町こども施策審議会委員名簿（委嘱時/敬称略）

役職	氏 名	所属・役職等	条例 第3条
会長	伊澤 昭宙	幕別町主任児童委員	4号
副会長	岡田 義行	幕別町商工会	5号
委員	西山 直樹	幕別町PTA連合会会長/札内北小PTA 会長	1号
同	山西 由香里	幕別町PTA連合会副会長/母親代表理事	1号
同	阿部 茂子	幕別町ファミリー・サポート・センター まかせて会員	2号
同	久保 睦則	幕別町校長会会長/幕中校長	3号
同	八木沼 広子	十勝竜谷学園幕別幼稚園園長	3号
同	前川 みや子	幕別町主任児童委員	4号
同	國安 瑞紀	幕別町保健課おやこ保健係長/保健師	4号
同	若原 愛子	幕別町札内北保育所保育士	4号
同	小笠原 美奈子	公募	6号
同	杉山 理紗	公募	6号
同	矢崎 圭子	公募	6号
同	吉田 隆一	公募	6号
同	三石 諒	公募	6号

資料 3

○幕別町子どもの権利に関する条例（平成22年 7 月 1 日施行）

子どもは、生まれながらにして一人ひとりがかけがえのない存在です。

子どもは、生まれたときから学び育つ力を持ち、未来への可能性が開かれています。

子どもは、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。

子どもは、子どもの持つ権利が保障される中で、その権利を正しく学び、自分の意思を自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。

子どもは、自分の意思が誠実に受け止められることで、自分が大切にされていることを実感するとともに、自分と同じように他の者を大切にすることを学び、互いの権利を尊重し合う心を身につけることができます。

子どもは、こうした経験を通して規範意識を育み、社会の一員として、様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。

すべての子どもが、その持てる力を発揮し、次代を担う存在になっていくことがすべての町民の願いであり、このため、すべての大人は、子どもの成長する力を認め、子どもと向き合いながら子どもの意思を誠実に受け止め、子どもの未来の視点に立つとともに考え、子どもの育ちを支えていく責任があります。

また、大人は互いに連携し、それぞれの役割を認識し、子どもが健やかに育つための環境を整えるとともに、大人は子どもの模範であることを自覚し、行動し、子どもから信頼される存在にならなければなりません。

こうした考えのもと、私たちは、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号）の理念に基づき、子どもにとって大切な権利を保障し、子どもの最善の利益を考慮しながら子どもの健やかな育ちを支援し、未来をつくる子どものしあわせなまちの実現を図るため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、子どもを取り巻くすべての人及び団体の責務等を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とします。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 子ども 町民をはじめとする町に関係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいいます。
- (2) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- (3) 育ち・学ぶ施設 児童福祉法に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他子どもが育ち、学ぶために通学し、通園し、通所し、又は入所する施設をい

います。

(4) 地域住民等 地域の住民及び団体をいいます。

(5) 事業者 町内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う個人、法人その他の団体をいいます。

(責務)

第3条 保護者、育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）、地域住民等、事業者並びに町は、子どもにとって最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めるとともに、互いに協力して子どもの育ちを支え合わなければなりません。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利)

第4条 この章に定める権利は、子どもが健やかに育つために、特に大切なものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、その年齢及び発達に応じ、社会の責任ある一員であることを自覚するとともに、自分の権利が尊重されることと同様に他の者の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもは、安心して生きるため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、安全な環境のもとで暮らせること。
- (2) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 健康に配慮されるとともに、適切な医療が受けられること。
- (4) あらゆる虐待、暴力及び犯罪から守られること。
- (5) あらゆる差別及び不当な扱いを受けないこと。

(自分らしく生きる権利)

第6条 子どもは、自分らしく生きるため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) かけがえのない自分を大切にすること。
- (2) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (3) 自分の考えを持ち、表現することができること。
- (4) プライバシー及び名誉が守られること。

(豊かに育つ権利)

第7条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 学び、遊び、及び休息することにより、のびのびと育つこと。
- (2) 様々な自然、文化、芸術、スポーツ等に触れ親しむこと。
- (3) 成長に必要な情報の提供が受けられること。
- (4) 年齢及び発達に応じて、適切な支援、助言等が受けられること。

(主体的に参加する権利)

第8条 子どもは、自分にかかわることに主体的に参加するため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の意見を表明する機会が与えられること。

- (2) 表明した意見が、年齢及び発達に応じて、その真意をくまれ、適切な配慮がなされること。
- (3) 参加に必要な情報の提供その他必要な支援が受けられること。
- (4) 仲間をつくり、仲間と集い、社会に参加すること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(保護者の責務)

第9条 保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの年齢及び発達に応じた適切な指導、助言等の支援を行わなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの気持ちを受け止め、それに応えていくとともに、子どもと十分に話し合わなければなりません。
- 3 保護者は、その養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

(育ち・学ぶ施設の役割)

第10条 施設関係者は、育ち・学ぶ施設が子どもの豊かな人間性と多様な能力を育むために重要な役割を果たすことを認識し、子どもの年齢及び発達に応じ、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう、必要な支援に努めなければなりません。

- 2 施設関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、関係機関と連携し、その防止、相談、救済及び回復に努めなければなりません。
- 3 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者は、その職員に対し、研修の機会を設けるなど必要な支援に努めなければなりません。

(地域住民等の役割)

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければなりません。

- 2 地域住民等は、あらゆる虐待、暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければなりません。
- 3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもの年齢及び発達に応じ、地域活動に主体的に参画できるよう努めなければなりません。

(事業者の役割)

第12条 事業者は、その事業活動を行う中で、子どもの健やかな育ちを支援するため、子どもの社会的自立に向けた就労支援、キャリア教育等に配慮するよう努めなければなりません。

- 2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てを両立することができるよう、職場の環境づくりに努めなければなりません。
- 3 事業者は、仕事と子育てを両立できる働き方に関して、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対して、子ども及び子どもを養育する家庭（以下「子育て家庭」という。）を支援する取り組みへの参加又は協力を促すよう努めなければなりません。

(町の責務)

第13条 町は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければなりません。

- 2 町は、保護者、施設関係者、地域住民等及び事業者がそれぞれの責務等を果たすことができるよう、必要な支援に努めなければなりません。

- 3 町は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければなりません。

第4章 子どもに関する施策の推進

(施策の推進)

第14条 町は、子どもの権利の保障に資するため、次に掲げる事項に配慮し、子どもに関する施策を推進しなければなりません。

- (1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。
- (2) 福祉、保健、教育その他の分野において、連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。
- (3) 保護者、施設関係者、地域住民等及び事業者との連携を通して、一人ひとりの子どもを支援するものであること。

(子どもの育ちの支援)

第15条 町は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、施設関係者、地域住民等及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施します。

- (1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための環境づくり
- (2) 子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり
- (3) 子どもが社会とのかかわりの中で、他の者と共生し、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援

(子育て家庭の支援)

第16条 町は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、施設関係者、地域住民等及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行います。

(子どもの参画の促進)

第17条 町は、町政について、主体的に子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

- 2 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者は、施設の行事、運営等について、主体的に子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。
- 3 地域住民等及び事業者は、地域の文化、スポーツ活動等行事の運営等について、主体的に子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(子どもの権利の普及)

第18条 町は、子どもの権利に関する町民の理解を深め、関心を高めるための広報活動を行います。

- 2 町は、家庭、育ち・学ぶ施設、地域等において、子どもの権利に関する教育、学習等が行われるよう、必要な支援に努めるものとします。

(虐待、体罰、いじめ等からの救済等)

第19条 町は、関係機関と連携し、子どもの虐待、体罰、いじめ等の防止、相談、救済及び回復のために必要な措置を講じなければなりません。

(調査研究)

第20条 町は、子どもの権利の保障及び子どもに関する施策の推進に関し、必要に応じて、調査及び研究を行います。

第5章 雑 則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長その他の執行機関が定めます。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行します。

資料 4

幕こども第 910 号
令和 6 年 7 月 18 日

幕別町次世代育成支援対策地域協議会会長 様

幕別町長 飯田 晴義

幕別町こども計画の策定について（諮問）

幕別町こども計画の策定について、幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例（平成 21 年条例第 10 号）第 2 条第 5 号の規定に基づき諮問します。

令和 7 年 2 月 日

幕別町長 飯田 晴義 様

幕別町こども施策審議会
会長 伊澤 昭宙

幕別町こども計画の策定について（答申）

令和 6 年 7 月 18 日付け幕こども第 910 号において当審議会に諮問された幕別町こども計画の策定について、慎重に審議した結果、別添のとおりまとめましたので、ここに答申します。

幕別町こども計画策定までの経過

年度	月 日	内 容
令和 5 年度	令和 6 年 2 月 8 日 (木)	第 1 回幕別町次世代育成支援対策地域協議会 ○時間：午後 7 時00分～午後 8 時21分 ○場所：幕別町役場 2 階 2 - A・B 会議室 ○内容 ・第 2 期幕別町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び評価について ・第 2 期幕別町子ども・子育て支援事業計画の見直しについて ・第 3 期幕別町子ども・子育て支援事業計画の策定について
	令和 6 年 2 月 22 日 (木) ～ 令和 6 年 3 月 8 日 (金)	幕別町子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施
令和 6 年度	令和 6 年 7 月 18 日 (木)	第 1 回幕別町次世代育成支援対策地域協議会 ○時間：午後 7 時00分～午後 8 時35分 ○場所：幕別町役場 2 階 2 - A・B 会議室 ○内容 ・幕別町子どもの権利に関する条例について ・第 2 期幕別町子ども・子育て支援事業計画について ・幕別町こども計画の策定について ・幕別町子ども・子育て支援に関するアンケート調査の集計について ・市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について ・幕別町子ども・若者意識調査の実施について
	令和 6 年 7 月 26 日 (金) ～ 令和 6 年 8 月 16 日 (金)	幕別町こども・若者意識調査の実施
	令和 6 年 9 月 26 日 (木)	第 2 回幕別町こども施策審議会 ○時間：午後 6 時55分～午後 7 時50分 ○場所：幕別町役場 2 階 2 - A 会議室 ○内容 ・幕別町こども施策審議会について ・幕別町こども・若者意識調査に関するアンケート調査の集計について ・幕別町こども計画の構成及び骨子(案)について

令和 6 年度	令和 6 年11月21日（木）	第 3 回幕別町こども施策審議会 ○時間：午後 6 時30分～午後 7 時15分 ○場所：幕別町役場 2 階 2－A・B 会議室 ○内容 ・第 2 期幕別町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び評価について ・幕別町こども計画素案について
	令和 7 年 2 月20日（木）	第 4 回幕別町こども施策審議会 ○時間：午後 6 時30分～午後●時●分 ○場所：幕別町役場 2 階 2－A・B 会議室 ○内容 ・幕別町こども計画（案）について ・幕別町こども計画答申書（案）について

※以降、本計画に係わる協議内容について、開催日ごとに記載する。

幕別町こども計画

(令和7年度～令和11年度)

～すべての町民が支えあい 子ども・若者が健やかに育ち、幸せを実感できるまち～

発行日 令和7年 月

発行者 幕別町（保健福祉部こども課）

〒089-0692 中川郡幕別町本町130番地1

T e l : 0155-54-6621

F a x : 0155-55-3008

E-mail : kodomoka@town.makubetsu.lg.jp